部長会議付議事案書 (協議)

(令和7年7月4日) 提案課名 総合政策課 報告者名 小山田 範人

事第	定名 令和8年度県の施策・予算・制度等に関する要望について 資料 無							
提案趣旨	神奈川県への要望事項を取りまとめた「令和8年度県の施策・予算・制度等に関する要望書」について、協議するものです。							
概要	1 要望事項 (1) 重点要望事項 8件(全て継続案件) (2) 一般要望事項 18件(うち、新規1件、一部新規1件、継続16件) 2 提出先 (1) 神奈川県 知事、湘南地域県政総合センター所長及び平塚土木事務所長 (2) 政党 ア 自由民主党神奈川県議会議員団 イ 立憲民主党・かながわクラブ神奈川県議会議員団 ウ かながわ未来神奈川県議会議員団(要望書提出のみ) エ 公明党神奈川県議会議員団							
経過	令和7年3月~4月 各課等へ要望事項の照会 〃 4月~6月 要望先の日程調整、各課等との内容調整、要望書案の作成							
今 令和7年7月15日、16日 県議との事前調整会議 今後の進め方 7月25日、29日 県への要望活動 (湘南地域県政総合センター及び平塚土木里の大力 (本書民主党・かながわクラブ、公明党、)								

令和8年度県の施策・予算・制度等に関する要望事項一覧

1 重点要望事項

No.	主題【担当課】	区分	概要	要望先
重1	国道246号バイパス (厚木秦野道路)の早 期事業化及び全線整 備に対する支援につ いて 【国県事業推進課、総 合政策課】	継続	国道246号バイパスの当市区間(10.6km)について、未事業化区間の早期事業化、事業化区間の早期整備に向けた国への働きかけに対する積極的な支援。 渋沢IC(仮称)へのアクセス道路(都市計画道路渋沢小原線)の事業着手に向けた準備。	県土整備局
重2	県道705号(堀山下 秦野停車場)の改良等 について 【国県事業推進課】	継続	秦野駅前通り道路の第2工区及び交差点工区における用地の取得及び道路拡幅等工事に係る事業の計画的な推進。全線供用時における、歩行者の安全確保に係る安全対策の実施。 第1工区及び第2工区における道路空間の利活用について、秦野駅北口周辺のにぎわい創造のためのまちづくりに係る事業への協力。	県土整備局
重3	県立秦野戸川公園の 整備促進について 【国県事業推進課、は だの魅力づくり推進 課】	継続	県立秦野戸川公園について、「表丹沢魅力づくり構想」及び新東名 高速道路の全線開通を見据えた、地域の観光資源としての更なる魅 力向上に向けた、未整備区域を含めた公園の一体的な整備。	県土整備局
重4	表丹沢の魅力向上に つながる県有施設等 の効果的な活用につ いて 【はだの魅力づくり推 進課】	継続	表丹沢の更なる魅力向上と、「表丹沢魅力づくり構想」のビジョン実現のため、県有施設等の効果的な活用及び当市施策との連携。 (1) 表丹沢県民の森の魅力向上につながる維持管理及び整備等の促進。 (2) 景観向上につながる菜の花台園地の整備。 (3) 表丹沢の魅力向上につながる県営林道等の活用。 (4) 駐車場不足の解消など、ヤビツ峠の快適な環境の実現に向けた効果的な対応。 (5) 県有施設の価値向上につながる電気自動車用充電設備の導入。	環境農政局県土整備局
重5	水道施設の耐震化加 速への支援について 【経営総務課】	継続	県水受水費用の基本料金算定における責任水量と実際の分水量と の乖離相当額を、管路等水道施設の耐震化を加速するための財源と して活用できるよう、その方策について検討すること。	健康医療局
重6	医療体制の整備・充実 について 【健康づくり課】	継続	市民が安心して医療を受けることができるよう、地域医療の連携体制の強化。 (1) 救急医療体制を強化するため、県内医科大学における地域枠の維持・拡充や医師・看護師の修学資金の拡充など、地域の実情を踏まえた医師の地域偏在と診療科偏在の是正や医師、看護師の確保対策の推進。 (2) 既存の休日夜間急患診療所の運営や整備、二次救急診療事業の小児科、内科及び外科の輪番に対する補助金の拡充や創設、更には医師が都市部に集中しないシステムの構築など、総合的な救急医療体制の整備、充実。	健康医療局
重7	福祉施策等に係る人 材確保に向けた地域 区分の見直しについ て 【高齢介護課、障害福 祉課、保育こども園 課】	継続	介護、障害、保育等の福祉施策に係る事業者の人材確保のため、令和6年人事院勧告に基づく地域手当の見直しを早急に行うよう、国への働きかけ。 また、地域区分の見直しが行われるまでの間、地域間格差や官民格差を解消するための財政的な支援を講じること。	福祉子どもみらい局
重8	障害者の就労支援等 について 【障害福祉課】	継続 ※一般から 重点に変更	秦野市地域生活支援センター『ぱれっと・はだの』の障害者就業・生活支援センター事業への位置付け。 地域生活支援拠点等で実施する就労支援事業を補助対象とするよう国への働きかけ。	福祉子ども みらい局 産業労働局

2 一般要望事項

<u> </u>	一般安望事垻			•
No.	主題【担当課】	区分	概要	要望先
般1	県道62号(平塚秦野) の改良について 【国県事業推進課】	継続	秦才橋から下大槻バス停までの歩道整備。	県土整備局
般2	県道70号(秦野清川) の改良について 【国県事業推進課】	継続	鳥居前バス停から大鳥居付近までの区間について、歩道整備を含む道路改良整備の計画的な事業推進。	県土整備局
般3	県道613号(曽屋鶴巻)の改良について 【国県事業推進課】	継続	1 落幡バス停付近からサンライフ入口交差点までの西側の歩道の暫定整備について、令和10年度完成目標に向けた計画な事業推進。 2 才ヶ分踏切手前から瓜生野入口バス停先までの区間のうち、歩道未整備区間の整備。 3 さなだ幼稚園前の交差点改良(右折レーンの設置)等について、計画的な事業推進。 4 さなだ幼稚園前の交差点付近から大根橋までの区間について、拡幅整備の事業化。	県土整備局
般4	県道701号(大山秦 野)の改良について 【国県事業推進課】	継続 <u>※重点から</u> 一般に変更	1 新東名高速道路の建設により分断している区間(バイパス区間)の早期整備。2 中丸沢に架かっている久保橋付近から伊勢原市大山地内の霞橋付近までの未整備区間の早期整備に向けた検討。	県土整備局
般5	県道704号(秦野停 車場)の改良等につい て 【国県事業推進課】	継続	秦野橋北側交差点から本町四ッ角交差点までの歩道における電線 類の地中化に係る整備。	県土整備局
般6	河川の整備促進につ いて 【国県事業推進課】	継続	1 大根川 (1) 陽橋から大根橋までの区間における河床掘削。 2 室 川 (1) 堀田橋から寺井橋までの区間における河川改修。 (2) 鶴巻橋から小田急線軌道横断部先までの区間における河床 洗掘及び老朽化護岸の補修等。 3 金目川 (1) 葛葉川合流部から天王下橋までの区間における護岸整備。 (2) 金目川橋から神奈川病院西側までの区間における護岸整備等。 4 四十八瀬川 (1) 甘柿橋から下流における護岸整備。 (2) 甘柿橋から下流における護岸整備。 (2) 甘柿橋から上流(才戸橋まで)における、親水性のある階段護岸や魚道整備等。	県土整備局
般7	金目川の河床浸食防 止策について 【農業振興課】	継続	金目川(十代橋付近、中里橋付近、南平橋付近)の河床浸食防止策 の実施及び適正な維持管理。	県土整備局
般8	水無川の河床掘削に ついて 【防災課】	継続	水無川の富士見大橋から新常盤橋までの区間について、堆積した 土砂の撤去及び河床整備。 特に、緑風橋と桜橋付近の未実施箇所の早急な対応。	県土整備局
般9	急傾斜地崩壊対策事 業の促進について 【防災課】	継続	1 急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所について、崩壊防止事業の早期完了。 東田原地区、大椿台地区(東側)、南矢名B地区(北側) 2 新たな急傾斜地崩壊危険区域としての要望箇所について、早期 の指定等の必要な対策。 大椿台地区(西側)、南矢名B地区(南側)、富士見町C地区、 菖蒲地区、鶴巻地区(大上)、曽屋地区(ストリームタウン)	県土整備局
般10	唐沢川の土砂災害防 止策の促進について 【防災課】	継続	土砂災害警戒区域及び砂防指定地に指定されている唐沢川における砂防堰堤の建設。	県土整備局
般11	砂防事業の促進について (国県事業推進課)	継続	砂防指定地における砂防事業の推進等。 1 西沢(名古木) 2 延沢(落合) 3 蛇久保沢(北矢名) 4 東沢(蓑毛)	県土整備局

No.	主題【担当課】	区分	概要	要望先
般12	治山事業の実施について いて 【道路管理課、森林ふれあい課】	継続	1 堀水路について、法面の土砂崩落の危険性が高まっている指定 保安林における護岸整備工事などの安全対策の検討等。 市が災害応急措置を実施する際の行政手続きの支援。2 矢坪沢について、適正な維持管理。	環境農政局
般13	水源環境保全・再生施 策の推進について 【森林ふれあい課、環 境共生課】	継続 <u>※重点から</u> 一般に変更	「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」について、令和9年度以降も水源環境保全税の存続等による財源確保を含む必要な措置を講じ、市町村の意見を踏まえた長期的なビジョンを示した上で、新たな視点に基づく施策を推進すること。	環境農政局
般14	全国育樹祭の開催に ついて 【森林ふれあい課】	継続 ※重点から 一般に変更	全国育樹祭の開催において、当市を会場とした事業の実施。	環境農政局
般15	野生鳥獣対策につい て 【農業振興課】	一部新規	 (1) ニホンジカ 広域獣害防護柵の全体補修・点検調査や、管理捕獲の強化などの取組に対する所要額の確保。 (2) ニホンザル 群れが適正規模となるよう有効な管理対策。 (3) イノシシ 捕獲許可の権限移譲見直し、生息状況把握。 (4) CSF(豚熱)の感染拡大防止のための捕獲強化及び処理の負担増に対する支援。 (5) ツキノワグマ 地域の不安を払拭する対策の推進。 (6) 山林環境の整備。 	環境農政局
般16	製品プラスチックの資源化に係る支援について 【環境資源対策課】	継続	製品プラスチック再資源化に係る市町村の負担軽減と、容器包装プラスチックと同様に製造事業者も負担する仕組みとするよう、国への働きかけ。	環境農政局
般17	乗合バスの運転士不 足の解消について 【交通住宅課】	新規	乗合バス運転士不足解消のため、公民一体となった運転士育成支援体制の構築。 公民連携による民間施設を活用した職業訓練実施に向けて、法改正も含めた国への働きかけ。	産業労働局
般18	障害福祉における訪問系サービスの市町村超過負担に係る支援について 【障害福祉課】	継続	訪問系サービスに係る介護給付費の国庫負担基準の見直しと、市町村負担軽減策の適用範囲を拡大するための要件緩和に係る国への働きかけ。	福祉子どもみらい局

令和8年度県の施策等に関する要望活動 日程一覧(令和7年度実施)

1 日程

	要望先等	日 時	場所
県議	神倉県議	7月15日(火) 午前10時から午前11時30分まで	3 A会議室
調整	谷県議	7月16日(水) 午後1時30分から午後3時まで	3 A会議室
政	立憲民主党・かながわクラブ 神奈川県議会議員団	7月30日(水)午前中(時間未定)	県小田原 合同庁舎
党ヒア	公明党 神奈川県議会議員団	7月30日(水) 午後3時30分から午後4時まで	県平塚 合同庁舎
リン	自由民主党 神奈川県議会議員団	8月1日(金) 午後1時から午後1時40分まで	県平塚 合同庁舎
グ	かながわ未来 神奈川県議会議員団	要望書提出のみ	
東	湘南地域県政総合センター 平塚土木事務所	7月25日(金) 午前10時から午前11時30分まで	県平塚 合同庁舎
独	県庁 (知事)	7月29日(火) 午前11時10分から午前11時25分まで	県庁
広	3市3町	8月19日(火) 午後3時5分から午後3時20分まで	県庁
域	やまなみ	8月 22 日(金) (厚木市が代表して提出)	県庁

2 出席者(案)

		県議		単独		広域		
		調整	政党ヒア	平塚土木 湘南センター	県庁	3市3町	やまなみ	
1	市長	•	•	•	•	•	_	
2	副市長	•	-	_		_	_	
3	教育長	•	-	_	-	_	_	
4	政策部長	•	•	•	•	_	_	
5	くらし安心部長	•	_	•	_	_	_	
6	福祉部長	•	•	_	_	_	_	
7	こども健康部長	•	•	_	_	_	_	
8	環境産業部長	•	_	•	_	_	_	
9	はだの魅力づくり担当部長	•	•	•	_	_	_	
10	都市部長	•	_	_	_	_	_	
11	建設部長	•	•	•	•	_	_	
12	上下水道局長	•	•	_	•	_	_	

令和8年度 県の施策・予算・制度等に関する 要望書(案)



都市像

「水とみどりに育まれ誰もが輝く暮らしよい都市」 の実現に向けて



日頃、当市の市政推進に格別の御支援を賜り、厚く御礼を申し上げます。

このたび、令和8年度予算の編成に当たり、県の御支援をいただきたい当市の重要施策について、多くの市民、企業、各種団体の声も踏まえた要望書としてまとめました。

いずれも、市民・県民の「いのち」や「暮らし」に直結し、県や関係機関との連携が欠かせない喫緊の課題ばかりです。

今後も、県との連携を一層密にしながら、「いのち輝くかながわ」、 「地域で支えあい安全・安心に暮らせるまちづくり」を進めますの で、引き続きお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

令和7年7月

神奈川県知事 様

秦野市長 高橋昌和

< 目 次 >

No.	要望事項	ページ	区分	所管部局	当市担当課
1	国道246号バイパス(厚木秦野道路)の早期事業化及び全線整備に対する支援について	1	継続	県土整備局	建設部 国県事業推進課 政策部 総合政策課
2	県道705号(堀山下秦野停車場)の 改良等について	5	継続	県土整備局	建設部国県事業推進課
3	県立秦野戸川公園の整備促進につい て	9	継続	県土整備局	建設部 国県事業推進課 環境産業部 はだの魅力づくり推進課
4	表丹沢の魅力向上につながる県有施 設等の効果的な活用について	13	継続	環境農政局 県土整備局	環境産業部 はだの魅力づくり推進課
5	水道施設の耐震化加速への支援につ いて	17	継続	健康医療局	上下水道局 経営総務課
6	医療体制の整備・充実について	21	継続	健康医療局	こども健康部健康づくり課
7	福祉施策等に係る人材不足解消に向 けた地域区分の見直しについて	25	継続	福祉子どもみらい局	福祉部 高齢介護課 障害福祉課 こども健康部 保育こども園課
8	障害者の就労支援等について	29	継続	福祉子どもみらい局 産業労働局	福祉部障害福祉課

【一般要望事項】

No.	要望事項	ページ	区分	所管部局	当市担当課
1	県道62号(平塚秦野)の改良について	31	継続	県土整備局	建設部 国県事業推進課
2	県道70号(秦野清川)の改良について	33	継続	県土整備局	建設部国県事業推進課
3	県道613号(曽屋鶴巻)の改良について	35	継続	県土整備局	建設部 国県事業推進課
4	県道701号(大山秦野)の改良について	41	継続	県土整備局	建設部 国県事業推進課
5	県道704号(秦野停車場)の改良等 について	45	継続	県土整備局	建設部国県事業推進課
6	河川の整備促進について	47	継続	県土整備局	建設部国県事業推進課
7	金目川の河床浸食防止策について	55	継続	県土整備局	環境産業部 農業振興課
8	水無川の河床掘削について	59	継続	県土整備局	くらし安心部 防災課
9	急傾斜地崩壊対策事業の促進につい て	61	継続	県土整備局	くらし安心部 防災課
10	唐沢川の土砂災害防止策の促進につ いて	69	継続	県土整備局	くらし安心部 防災課
11	砂防事業の促進について	71	継続	県土整備局	建設部国県事業推進課
12	治山事業の実施について	75	継続	環境農政局	建設部 道路管理課 環境産業部 森林ふれあい課
13	水源環境保全・再生施策の推進につい て	79	継続	環境農政局	環境産業部 森林ふれあい課 環境共生課

No.	要望事項	ページ	区分	所管部局	当市担当課
14	全国育樹祭の開催について	81	継続	環境農政局	環境産業部 森林ふれあい課
15	野生鳥獣対策について	83	一部新規	環境農政局	環境産業部 農業振興課
16	製品プラスチックの資源化に係る支 援について	85	継続	環境農政局	環境産業部 環境資源対策課
17	乗合バスの運転士不足の解消につい て	87	新規	産業労働局	都市部 交通住宅課
18	障害福祉における訪問系サービスの 市町村超過負担に係る支援について	89	継続	福祉子どもみらい局	福祉部 障害福祉課

※ 一部新規の要望事項は、本文中____(下線)で表示しています。

国道246号バイパス(厚木秦野道路)の早期事業化 及び全線整備に対する支援について

継続

要望事項

国道246号バイパスの当市区間(10.6km)について、未事業 化区間の早期事業化、事業化区間については有料道路事業など、様々 な整備手法の検討を踏まえた早期整備が図られるよう、国への働き かけに県の積極的な支援をお願いします。

また、渋沢IC(仮称)へのアクセス道路(都市計画道路渋沢小原線)について、本線の事業化の見通しを見極めながら事業着手できるよう、準備をお願いします。

現状

- (1) 国道 2 4 6 号バイパスは、交通渋滞の緩和、沿道生活環境の改善等の役割を担い、平成 8 年 6 月に全線が都市計画決定(計画延長 2 9 . 1 km) されました。厚木市、伊勢原市及び当市の一部の区間は、既に事業化されていますが、未だ当市区間の一部(秦野中井 I C~秦野西 I C (仮称)) を含む計画区間の全線事業化は図られていません。
- (2)令和6年1月1日に発生した能登半島地震では、北陸地方が甚大な被害を受け、当市においても首都直下型地震など、大規模地震の発生が切迫しているとともに、気候変動により豪雨災害が激甚化・頻発化しています。令和6年台風第10号に伴う豪雨では、国道246号新善波トンネル坑口付近の法面が崩落し、県央地区と県西地区を結ぶ東西間の交通軸が分断されました。その間、一時的に東名高速道路及び新東名高速道路も雨量等による通行規制を行っていたこともあり、当市内の道路網が交通麻痺に陥り、地域の物流、経済活動は多大な影響を受けました。

これらのことから、災害に強い道路ネットワークを構築するため、 既存の道路ネットワークと結節する国道 2 4 6 号バイパスの重要性 がより一層増しています。

(3) 県西部の市町(中井町、大井町、松田町及び当市)で構成する「一市三町広域行政推進協議会」では、令和2年度に国道246号バイパ

ス周辺の広域交通ネットワークや土地利用等のあり方を検討し、報告 書として取りまとめています。

令和6年度からは、更なる検討を進めるため、同協議会で「国道246号バイパス周辺土地利用検討専門部会」を立ち上げ、国道246号バイパス周辺における一市三町共通の土地利用ビジョンの策定に取り組んでいます。

さらに、当市においても、令和6年度から、組織体制の強化のため 渋沢丘陵周辺土地利用計画担当を設置し、令和7年度末の土地利用構 想策定に向けた渋沢IC(仮称)周辺の道路網を含む土地利用の検討 に着手しています。

また、令和5年度に認可された秦野中井インターチェンジ南土地区 画整理事業では、未事業化区間が事業化された際に必要となる用地を あらかじめ区域内に確保するとともに、令和6年度からは、事業化さ れた際の用地の取得が円滑に進むよう、当市において、未事業化区間 周辺の地籍調査を実施しています。

(4) 国道246号から渋沢IC(仮称)に至る唯一のアクセス道路である都市計画道路渋沢小原線は、「かながわのみちづくり計画」に位置付けられており、平成18年6月に県事業として整備する旨を文書にて回答をいただいています。

令和4年度からは、県市で連携して意見交換を行い、課題の整理を 進めており、課題解決が図られた際は、地域住民への積極的な事業周 知や用地交渉の支援など事業に協力してまいります。

効果

東名高速道路、新東名高速道路及び圏央道と連結し、一体の広域交通ネットワークとなる国道246号バイパスは、県央・県西部の新たな東西交通軸として、現国道の渋滞緩和をはじめ、沿線都市の経済活性化や地域交流の促進を図るうえで、重要な役割を果たします。

(1) 当市の未事業化区間8.1kmの中央部に計画されている渋沢IC (仮称)は、当市製造業の約9割が集積する3箇所の工業団地(曽屋原、堀山下、平沢)に近接しているため、広域交通ネットワークがつながることにより、企業活動の効率性を高め、生産性の向上、既存企業の

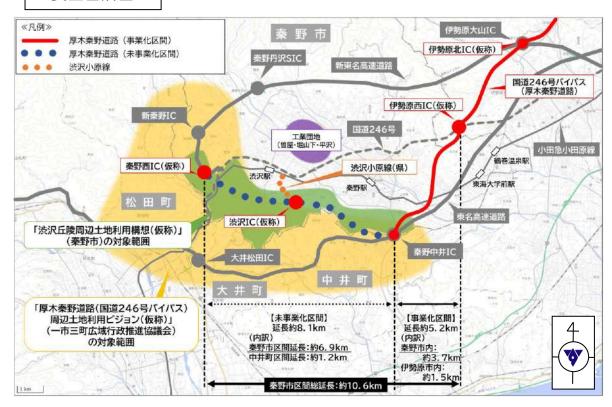
事業拡大や新たな企業立地・雇用の創出など、更なる地域経済の発展 に寄与します。

(2) 首都圏では、首都直下型地震などの大規模な災害の発生が危惧されていることから、既存の高速道路ネットワークと結節することができる国道246号バイパスは、救援物資等の輸送や復旧活動を支える効果的な道路となります。

要望先

県土整備局道路部道路企画課

要望箇所図



要望事項

秦野駅前通り道路の整備に当たり、第2工区及び交差点工区における用地の取得及び道路拡幅等工事に係る事業の計画的な推進をお願いします。併せて、全線供用時における、歩行者の安全確保に係る安全対策の実施をお願いします。

また、第1工区及び第2工区における道路空間の利活用について、当市にて進めている、県道705号を含めた秦野駅北口周辺のにぎわい 創造のためのまちづくりに係る事業への協力をお願いします。

現状

(1) 当該区間の道路整備事業等については、平成22年度から事業に 必要な用地の取得等に着手していただいており、令和3年度には、全 線供用目標時期を令和8年度と示していただきました。

全線供用開始に向けて、第1工区については、用地の取得及び仮舗装等の道路整備に係る工事が概ね完了し、第2工区については、用地の取得を終えている箇所から、電線類の地中化に必要な電線共同溝に係る工事を実施していただいています。

また、交差点工区についても、用地の取得を順次進めていただいて おり、今後本格的な工事の実施が見込まれています。

当市では、地域住民に対する工事内容の周知や用地交渉に係る協力及び支援を行っております。

市事業区間である市道 2 5 号線の道路改良については、令和 5 年度に関係地権者への説明や測量調査を実施し、令和 6 年度から順次用地の取得を進めていることから、引き続き、県市で連携した事業の更なる前進が必要です。

(2) 道路整備事業が着実に推進され、全線供用が開始される際は、ま ほろば大橋北側交差点から片町通り交差点までの区間において、車両 が対面通行となるため、当該区間の交通事情が変化します。

当該区間は、秦野駅北口周辺に位置していることから、地域住民等にとって重要なアクセス道路であり、地元中学校の通学路でもあります。

また、当市では、周辺地域のにぎわい創造の推進に取り組んでいる ことから、今後、当該区間の更なる人流の増加が予想されます。

特に、ひがしみち交差点は、車両及び歩行者交通量が集中する可能性があり、歩行者の安全確保が必要であることから、信号機設置を含めた安全対策の実施に係る関係機関への働きかけなど、県市で連携した取組が必要です。

(3) 当市では、重点施策の一つとして、小田急線4駅周辺の地域特性 や魅力を生かした、にぎわい創造の推進に取り組んでおり、県道 705号は、当市の玄関口である秦野駅の北口を起点とした重要な道 路と位置付けています。

県道705号の道路整備事業を秦野駅周辺市街地の活性化の契機とし、令和4年度から地元商業者や地域住民等で構成する懇話会と、 学識者や企業から推薦された委員等で構成する協議会を設置し、それ ぞれ当市が事務局を担うことで、駅周辺のにぎわい創造に係る取組を 公民で連携して行っています。

そのような中で、県道705号沿いを含めた秦野駅北口周辺の地域 資源やこれまでの地域活動等の蓄積を生かしながら、これまで以上に 公民で連携して取り組んでいくための指針として、令和5年11月に 「秦野駅北口周辺まちづくりビジョン」を策定し、この実行計画とし て策定した「秦野市中心市街地活性化基本計画」について、令和7年 3月に内閣総理大臣から認定を受けました。

現在、ビジョンや計画に基づく秦野駅北口周辺地域のにぎわい創造に係る取組を公民連携にて進めており、主要事業として、県道705号の周辺地域における事業活動の核づくりや多世代交流拠点の整備に向けた検討を進めています。

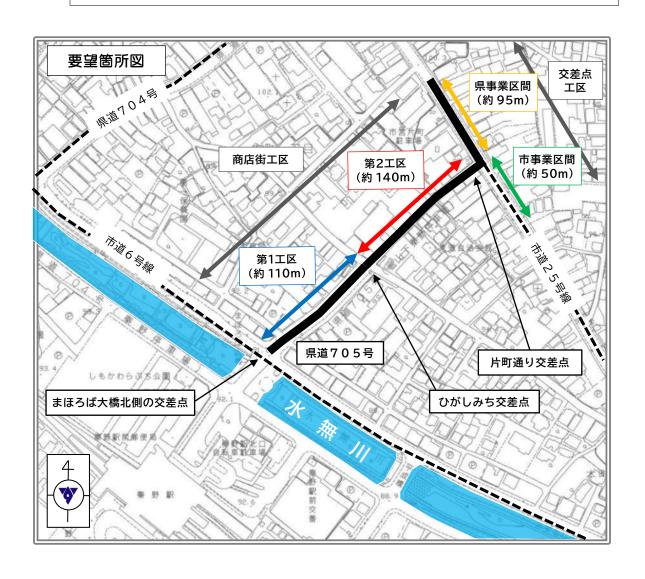
今後も引き続き、これらの取組をより一層推進していくことから、 地域活性化につながる道路空間の利活用や魅力ある歩道整備などに ついて、県の協力及び支援が必要です。

効果

道路拡幅工事等の計画的な事業の推進及び県道705号の道路空間の利活用を図ることで、将来的に安全・安心で快適な道路空間が実現し、街中への回遊性の向上、人をまちに呼び込む事業所等の増加につながり、街歩きによるにぎわいの創造、生活と産業が調和した活力あるまちづくりにつながります。

要望先

平塚土木事務所



要望事項

県立秦野戸川公園について、当市の「表丹沢魅力づくり構想」及び新東名高速道路の全線開通を見据えた、地域の観光資源としての更なる魅力向上に向けて、未整備区域を含めた公園の一体的な整備をお願いします。

現状

- (1)県立秦野戸川公園(以下「戸川公園」)は、平成3年度に都市計画 決定(50.7ha)され、平成6年度から整備が開始されています。 平成9年度に一部開設されて以降、順次開設区域を広げ、現在の開設 区域は36.1haとなっている一方で、白泉寺付近の未開設区域を はじめとした、14.6haの未整備区域が残されています。
- (2) 戸川公園は、丹沢登山の拠点としてにぎわい、山麓の田園風景が望める公園としてニーズが高く、豊かな自然環境を生かした多様なレクリエーション機能を有しています。

また、戸川公園内には、「県立山岳スポーツセンター」及び「はだの 丹沢クライミングパーク」を合わせた国内屈指のスポーツクライミン グの拠点があることから、県が進めている地域観光とスポーツを掛け 合わせるスポーツツーリズムの推進にもつながる施設であり、県と連 携して戸川公園の魅力の向上に努めています。

さらに、令和4年4月に新東名高速道路(秦野区間)及び秦野丹沢スマートICの供用が開始されるとともに、令和9年度には全線開通が予定されていることから、首都圏や中部圏からのアクセスが向上し、来訪者の更なる増加が見込まれます。

(3) 当市では、令和2年度に「表丹沢魅力づくり構想」を策定し、「都心から近い山岳・里山アクティビティの聖地」として、表丹沢のブランディングを図るとともに、より一層親しみやすい場所とする取組を進めるため、戸川公園を主な交流発信拠点施設として位置付けています。

県では、平成3年度当時の公園基本計画において「山里のクラフト ゾーン」と位置付けられていた箇所(未整備区域:約5ha)を含めた

公園全体の整備を進めるため、令和3年度から令和5年度までに実施された公園利用者や公園関係事業者への調査などにより、戸川公園に求められる様々なニーズを把握し、令和6年度から公園基本計画の改定に向けた県市による意見交換を行っています。

これらを経て、令和7年度には、新たな公園像(コンセプト)の設定、基本方針やゾーニングの見直しなど、公園基本計画の改定が行われる予定です。これまで、「山里のクラフトゾーン」とされていたエリアは、新たに「アウトドア・アクティビティ&リラクゼーション」に関するエリアに位置付けられ、公園資源を活用したアウトドア・アクティビティによる自然と人との共存や、地域活性化に貢献する公園となることが期待されます。

当市においても、当該エリア周辺の狭あい道路について、車両走行に 十分な幅員を確保するための道路拡幅工事を令和6年度に完成してい ます。

(4) 今後の検討を踏まえ、未整備区域における具体的な施設整備を実施する際は、現在、公園来訪者による一般利用が極めて困難な状態である「森の自然観察ゾーン」と一体的に整備することで、周辺エリアとの連続性を保つことができます。併せて、広大な公園敷地内を円滑に移動できるよう、次世代交通システムなどの移動手段を整備することで、利用者にとってより満足度の高い公園利用が期待できます。

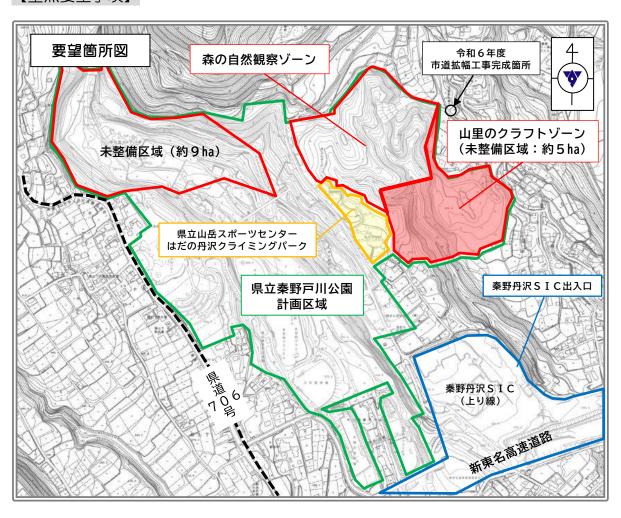
効果

新東名高速道路の全線開通が令和9年度に予定されていることから、 今後、更なる戸川公園へのアクセスの向上、観光客の増加が見込まれる 中、丹沢山系の登山の拠点及び、当市を中心とした県西部や県央やまな み地域の観光拠点として、更なる観光・地域振興に寄与します。

また、コロナ禍を契機に、自然豊かな地方への移住に関心が集まっており、中でも、近隣に自然公園があることがより重視されるようになっています。戸川公園の魅力向上は、県西部や県央やまなみ地域への更なる移住促進、地方創生にもつながります。

要望先

県土整備局都市部都市公園課



表丹沢の魅力向上につながる県有施設等の効果的な活用 について

継続

要望事項

表丹沢の更なる魅力向上と、「表丹沢魅力づくり構想」のビジョン実現のため、県有施設等の効果的な活用及び当市施策との連携をお願いします。

- (1)表丹沢県民の森の魅力向上につながる維持管理及び整備等の 促進
- (2) 景観向上につながる菜の花台園地の整備
- (3) 表丹沢の魅力向上につながる県営林道等の活用
- (4) 駐車場不足の解消など、ヤビツ峠の快適な環境の実現に向けた効果的な対応
- (5) 県有施設の価値向上につながる電気自動車用充電設備の導入

現状

当市では、市民団体や民間事業者、国・県及び隣接する市町村と連携しながら、表丹沢の資源を磨き、つなげ、そして、新たに触れる機会を増やすことで、市民の地域への愛着や誇りを高めるとともに、地域活性化にもつながる「表丹沢魅力づくり構想」の実現に取り組んでいます。

さらに、菜の花台園地やヤビツ峠など、県道70号沿いに点在する資源を有効活用するため、令和5年8月に、「ヤビツ峠・蓑毛周辺魅力向上計画」を策定し、県や地域団体、関係事業者等と連携しながら、計画の推進に取り組んでいます。

(1) 表丹沢県民の森は、あずまや、芝生広場、散策路等が整備されていますが、昭和49年の開設から約50年が経過し、樹木の繁茂と施設の老朽化が見られています。

施設へのアクセスについては、一般車両の通行が原則禁止されている林道に限られているなど、アクセス性に課題があり、駐車場を整備するとともに、一般車両の通行を可能とすることが求められています。

また、令和9年度以降の「かながわ水源環境保全・再生基本計画 (素案)」においては、都市住民と水源地域との交流事業や市民団 体等への支援、県民参加の機会の創出に取り組むとされ、表丹沢県 民の森をこれらの取組に活用することで、より充実した計画の推 進が図られます。

- (2) 菜の花台園地は、相模湾が一望できる眺望の良さから、多くの観光客が訪れています。当市では、園地の魅力をさらに高めるため、令和7年度に、園地西側の向山林道方面のハイキングコースを整備するとともに、周辺樹木の修景伐採を行い、眺望の確保と森林の循環を図る予定ですが、設置から28年が経過する展望台は、老朽化が進んでおり改修が必要です。
- (3) 表丹沢には、様々な役割に応じた道が数多く整備されていますが、拠点施設や観光スポットをつなげることで、更なる魅力の向上と回遊性を高める活用に取り組んでいます。

令和3年度には、県、当市、当市森林組合による林道活用に関する検討会を立ち上げ、表丹沢林道における自転車関連イベントの 開催条件等を策定しました。

市営林道や森林組合林道については、森林セラピーや、森林組合による伐採現場見学ツアー等のほか、民間企業やNPO法人等によるマウンテンバイクイベント等で活用がされており、今後、表丹沢林道以外の県営林道についても、一層の利活用が求められています。

(4) ヤビツ峠は、表丹沢の代表的な登山道である表尾根縦走コースや大山登山道の入口であるとともに、ドライブやサイクリングの休憩施設として、市内外から多くの来訪者に利用されています。

令和6年5月には、公衆トイレを改修いただき、来訪者の利便 性向上が図られています。

また、多くのハイカーやサイクリストなどにとって、さらに魅力的な場所となるよう、駐車場の拡充など、快適な利用環境の早期実現が求められています。

(5)県立秦野戸川公園、ヤビツ峠については、新東名高速道路の 全線開通により、自動車による来訪者の更なる増加が見込まれま す。

国においては、2050年の脱炭素社会の実現を目指し、2030年までに30万口という電気自動車用充電器の設置目標を掲げているほか、県においても、令和6年3月に改訂された「神奈川県地球温暖化対策計画」において、電気自動車用充電設備の適正設置を重要事項として位置付けています。

当市では、「秦野市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」に 基づき、令和6年度に市内公共施設(13施設)に電気自動車用充 電設備を設置し、令和7年度は新たに3施設に設置する予定です。

国、県、市の取組を踏まえ、表丹沢の県有施設への移動手段として「電気自動車」の利用が増加していくことが予想される中、脱炭素社会の構築に向けたより一層の対応が課題となっています。

このように、県有施設の更なる魅力の向上と脱炭素社会の実現に向けた取組を加速させるため、電気自動車による移動の不安を解消し、優れた地域資源である自然環境の保全につながる環境配慮型行動の促進に向けた、電気自動車用充電設備の設置が求められています。

効果

新東名高速道路開通による新たな人の流れを捉えるとともに、 2度、3度と訪れたくなる魅力を創出することで、表丹沢を中心と した県西部の地域活性化と、当市の持続可能なまちづくりの実現に つながります。

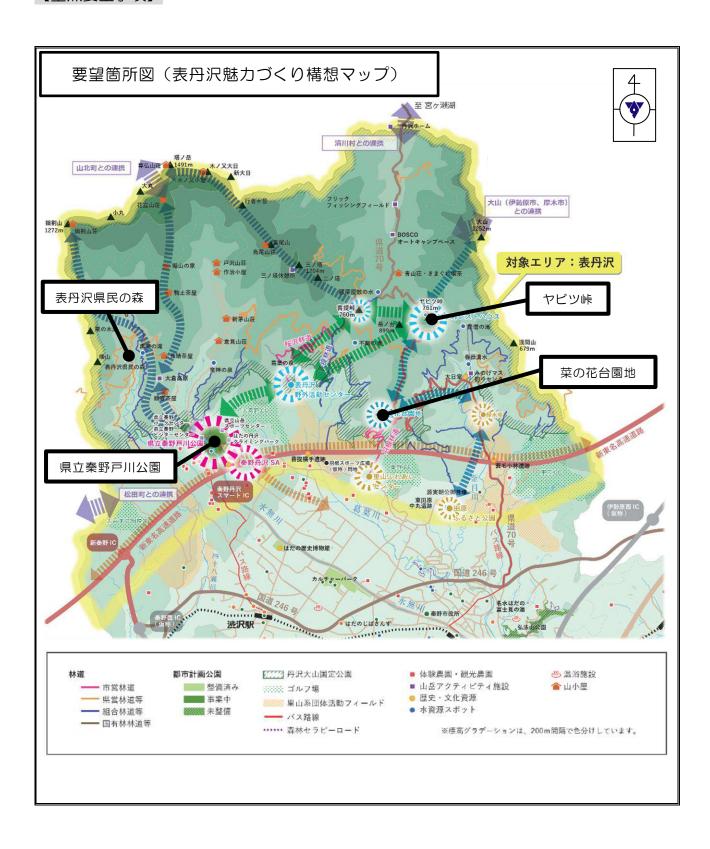
要望先

環境農政局緑政部自然環境保全課、森林再生課、

湘南地域県政総合センター企画調整部企画調整課、

自然環境保全センター森林再生部県有林経営課、

平塚土木事務所道路都市課、環境農政局脱炭素戦略本部室



要望事項

5

地震等の災害時における被害を最小限に抑え、断水時における給水を安定して行うとともに、県水給水区域と同程度の耐震化を早期に達成できるよう、県水受水費用の基本料金算定において責任水量と実際の分水量の間に生じている乖離相当額を、管路等水道施設の耐震化を加速するための財源として活用できるよう、補助金等その方策について、検討をお願いします。

現状

(1) 当市では、基幹管路の耐震化を最重要課題と位置付け、計画的に進めていますが、令和5年度末現在、耐震化率は52.3%と県水給水区域の72.1%に比べて、低い状況にあります。

耐震化には多額の事業費を要しますが、水道事業を取り巻く経営環境は、人口減少等による水需要の減少に加え、資材等の物価高騰や賃金等労務単価の上昇、また、施設等の老朽化に伴う更新需要の増大により、非常に厳しい状況にあります。

さらに、当市の水道事業は、秦野盆地の地下に蓄えられた豊富な地下水を水源として利用していることが最大の特徴であり、小規模とはいえ、多くの施設を有し、維持管理等にも多額の費用を要しています。

厳しい経営環境の中、令和5年10月に料金改定を行っていますが、今後も必要な投資が可能となるよう、次期料金改定実施時期等を財政計画に定めるとともに、施設の更新と整備についても、費用の平準化を図りながら、施設整備計画に基づき実施しています。

また、都市像である「水とみどりに育まれ 誰もが輝く暮らしよい都市(まち)」を目指してまちづくりを進める中、地下水は市民共有の財産として保全等に努め、当市の魅力ある資源の一つとして利活用しています。また、令和6年1月1日に発生した能登半島地震を機に、水道施設の耐震化に関心が高まる中、耐震化を加速するた

めの水道料金の大幅な引上げは、市民にとって大きな負担となるため、その財源確保が困難な状況にあります。

(2) 当市の水道事業は、地下水を主な水源としていますが、県企業庁から県水を購入して、朝夕のピーク時等に不足する水量を補っています。

「神奈川県県営水道が秦野市市営水道に分水することについての 基本協定書」に定められている当市の最大受水量(責任水量)は 42,900㎡/日となっていますが、令和6年度の最大分水量は、 約13,400㎡/日と、大きな乖離が生じています。

その県水受水費用は約5億円と、当市水道事業会計における収益 的支出の約2割を占めるとともに、費用の約9割が基本料金となっ ています。

この基本料金は、ダム建設に要した経費の回収に係るものであり、 県水を利用する県内の各事業体が将来予測に基づき要望した最大受 水量(責任水量)に応じた費用であるため、実際の分水量が責任水 量より少ない場合でも、責任水量分の基本料金を支払う必要がある ことは十分承知していますが、分水量の減少が続く中、県水受水費 の負担は経営上、大きな課題となっています。

なお、責任水量を実際の分水量と同量として基本料金を試算すると、約1億9,000万円となり、実際の基本料金と約2億4,000万円の乖離額が生じています。

(3) 分水量が減少傾向にある一方、災害時において、主要水源である地下水の取水と配水ができなくなった場合、県水はバックアップ水源として非常に重要な水源になると考えていますが、当市の基幹管路の耐震化率は県水給水区域を下回っていることから、災害発生時に安定して県水を受水することができないことが想定されます。

令和6年3月に設置された「上下水道地震対策検討委員会(国土 交通省)」において、能登半島地震では、耐震化未実施であった基幹 施設等に被害が生じたことで、広範囲での断水が発生するとともに、 復旧の長期化を生じさせたこと、また、災害に強く持続可能な上下 水道システムの構築に向けて、上下水道の地震対策を強化・加速化

するため、関係者一丸となって取組を推進すべきとの最終取りまと めが公表されています。

さらに、令和6年8月には、気象庁から初の「南海トラフ地震臨時情報」が発表されている中、県西部を震源とする最大震度5弱の地震が発生しており、首都直下型地震など、大規模地震の発生が切迫する中において、耐震化の加速は喫緊の課題と捉えています。

災害発生時においては、給水契約者以外の水道水の利用も想定されるため、水道施設の耐震化については、事業体の規模により左右されない防災震災対策の一つとして、政策的に推進すべき取組と考えています。

地震が頻発している状況を踏まえ、市内給水人口の約7割に対して水道水を供給している幹線管路(県水送水ルート)を中心に耐震化を加速させ、県水の受水による給水を安定して行うとともに、他の管路等水道施設の耐震化を加速させる必要があります。

効果

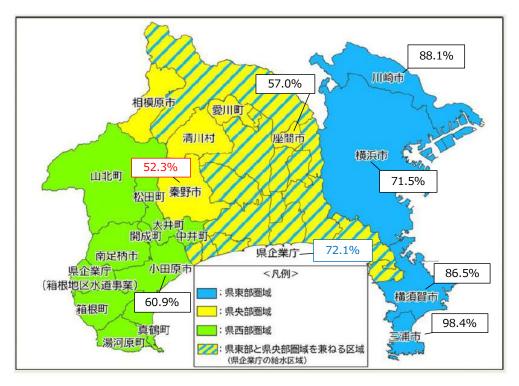
大規模災害時における県水受水施設を含む水道施設への被害が極力抑えられ、当市のバックアップ水源である県水を安定的に給水することができるなど、断水の早期解消が図られます。

また、当市の施設整備計画における、令和12年度の基幹管路の耐震化率の目標値である61.9%を70%超へと引き上げることが可能となり、令和6年3月に改定された「神奈川県水道ビジョン」における、令和17年度の当市を含む県央部圏域の耐震化率の目標値である79.2%の着実な達成に寄与します。

要望先

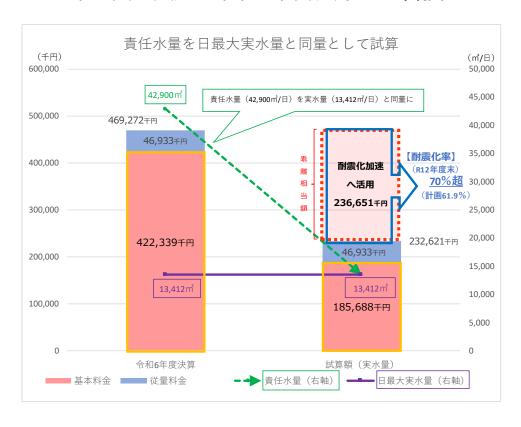
健康医療局生活衛生部生活衛生課

1 主な県内の耐震化率(基幹管路)



- ※ 「神奈川県水道広域化推進プラン」の広域化検討圏域図を基に作成
- ※ 耐震化率については「令和5年度神奈川県の水道」より

2 県水受水費用の令和6年度決算額と乖離相当額



要望事項

6

市民が安心して医療を受けることができるよう、地域医療の連携体制の強化について、次の事項を要望します。

- (1) 救急医療体制を強化するため、令和8年度以降の県内医科大学における地域枠の維持・拡充や医師・看護師の修学資金の拡充など、地域の実情を踏まえた医師の地域偏在と診療科偏在の是正や医師、看護師の確保対策の推進
- (2) 既存の休日夜間急患診療所の運営や整備、二次救急診療事業の 小児科、内科及び外科の輪番に対する補助金の拡充や創設、更には医 師が都市部に集中しないシステムの構築など、総合的な救急医療体 制の整備、充実

現状

(1)「第8次神奈川県保健医療計画」では、当市が属する二次保健医療圏(湘南西部地域)は医師多数の区域とされ、また、小児医療圏(秦野・伊勢原圏域)の小児科医師偏在指標は県全体の数値を上回っています。しかし、これは域内に大学病院が所在することに起因するものであり、地域医療の実情とは異なっています。

当市では、医師及び看護師の確保が十分に図られていない状況にあり、内科・外科の二次救急体制については、市内3病院による輪番制が円滑に運用できていない状況です。

また、小児科の二次救急体制については、当市における市民病院としての役割を担う秦野赤十字病院において、必要な医師の確保ができず、診療体制が縮小されたことで、秦野・伊勢原圏域の小児二次救急は、輪番制が成立せず、市外の1病院が担っている状況です。

加えて、当市内の小児科専門医が開業している診療所は、令和3年3月までは8箇所あったものの、令和5年4月までに3箇所が閉院して、5箇所に縮小し、身近で受診しやすい小児科診療所の一次医療も大幅に低下しています。

県では、救急科や小児科等の医師不足を中長期的に解消するため、 県内の4医科大学に地域枠を設定することによる入学定員の拡大、制 度延長に向けた国への働きかけなどに取り組んでいただいています。

この地域枠医師は、医師の確保を特に図るべき地域へ4年間配置することになっており、湘南西部地域は当該区域に位置付けられている ものの、当市には十分な医師の配置がなされていません。

このため、地域枠の継続とともに、当市の二次救急医療(内科・外科及び小児科)を担う病院への医師配置が望まれます。

また、就学資金貸付制度については、神奈川県の貸付金額は、山梨県、千葉県、茨城県などに比べて低く、首都圏内で地域差が生じており、より有効な医師確保策として、拡充が必要です。

看護師については、人口10万人に対する看護師数において、神奈川県は全国で最も少ない状況であり、さらに、離職率も全国平均を上回っています。なお、湘南西部地域は、県平均を上回っていますが、医師と同様に、域内に大学病院が所在することに起因するものであり、地域医療の実情とは異なっています。

当市の二次救急医療(内科・外科及び小児科)を担う病院では、離職等により慢性的な看護師不足の状況にありますが、高齢化の進展に伴い、今後更に増大する医療ニーズに対応するためには、安定的な看護師の確保が必要です。

このため、修学資金貸付による新規看護師の養成に加え、復職支援、 離職防止等を目的とした勤務環境改善の支援など、地域の実情に沿っ た定着を促す抜本的な対策が必要です。

(2)当市における救急搬送者数の増加に伴い、初期救急医療としての休日夜間急患診療所、二次救急及び三次救急医療の総合的な救急医療体制の整備・充実、その救急医療体制を支える地域医療との連携強化の必要性がより一層高まっています。

しかしながら、現状、小児救急医療に係る土曜日及び休日の夜間に おける初期救急及び二次救急に対する県による財政措置はあるもの の、全額ではないため、市町村の財政負担が大きいほか、内科、外科 に係る初期救急及び二次救急に対する財政措置はなく、全て市町村の 負担となっていることから、財政を圧迫する一因となっています。

効果

- (1) 県による医療従事者の養成・確保体制が強化されることにより、 医療圏格差の解消はもとより、働き続けることができる環境の整備等 によって、持続可能な地域医療体制の確立につながります。
- (2) 県による救急診療に対する補助の拡充や、小児を含む総合的な救 急医療体制の整備、充実により、患者が病状に応じた適切な治療を身 近な地域で受けることができるなど、地域の実情に合わせた安全・安 心な救急医療体制の実現が図られます。

要望先

健康医療局保健医療部医療課

7

福祉施策等に係る人材不足解消に向けた地域区分の見 直しについて

継続

要望事項

介護、障害、保育等の福祉施策に係る事業者の人材確保等を図るため、地域区分については、令和6年人事院勧告に基づく見直しを早急に行うよう、国への働きかけをお願いします。

また、地域区分の見直しが行われるまでの間、地域間格差や官民格差を解消するための財政的な支援を講じるよう、お願いします。

現状

- (1)介護報酬、障害福祉サービスや子ども・子育て支援新制度の公定 価格の算定基準となっている地域区分(地域手当の級地区分)については、地域ごとの人件費の格差を調整するため設定されているものであり、原則として、地域ごとの民間事業者の賃金水準を反映させたものである公務員の地域手当に準拠して設定されています。
- (2) 平成26年人事院勧告により地域区分の見直しが行われましたが、生活圏が同一である近隣市は引上げ等が措置される中、当市の地域区分は見直し前と同じ6級地(6%)に区分されました。生活圏が同一である近隣市は、5級地(10%)に区分され、当市における介護報酬等の算定上において近隣市との不均衡が生じています。

平成30年度介護報酬改定及び令和元年12月に示された「子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針について」において、地域区分の高い市町村に囲まれている場合には囲んでいる市町村のうち最も近い地域区分まで引き上げるなどの補正ルールが導入され、その後も新たな補正ルールが追加されていますが、その範囲は限定的であり、当市はその適用を受けておりません。

さらに、令和6年人事院勧告では、公務員の地域手当の級地を市町村単位から都道府県単位とする見直しが行われましたが、福祉施策に係る地域区分の見直しについては未だ実施されていません。このことにより、近隣市との不均衡のみならず、当市内の認定こども園等においても、公立施設と民間施設間の給与水準の不均衡が新たに生じていることから、早急な見直しが必要です。

(3) 地域区分の据え置きによって近隣自治体と不均衡が生じることは、市内の福祉施策に係る事業者の運営や人材の確保に多大な影響を与えるため、結果として、福祉施策全体の質の低下につながることが危惧されます。

特に、最低賃金が県内同一であるにも関わらず、地域区分に不均衡が生じていることにより、報酬単価が近隣市より低い当市内の介護・障害サービス事業者は相対的に厳しい経営状況に置かれ、地域区分が高い自治体への人材流出などが問題となっています。

仮に、当市の地域区分が6級地から5級地に見直しがされた場合、 介護報酬は年間約2億3千万円、障害福祉サービス等報酬は年間約1 億2千万円、子ども・子育て支援新制度では年間約7千7百万円の増 額が見込まれ、事業所の安定運営、人材の確保につながると考えます。

また、令和5年7月に、当市内の全保育所等31施設を対象に行ったアンケート調査において、人材確保が難しい要因として最も多かった回答は「都市部への人材流出」(56.7%)でした。

さらに、令和6年に、市内介護サービス事業所及び保育所等に対して行った人材確保等に関するアンケート調査でも、「求人や人材採用に当たり、近隣市区町村との地域区分(級地)の差による影響を受けていると感じるか」との問いに対して、介護サービス事業所では約6割、保育所等では9割以上から「感じる」という回答がありました。

このように、地域区分の不均衡による影響が伺えることから、福祉人材の確保のため、地域区分の早急な見直し、また、見直しが行われるまでの間、地域間格差や官民格差を解消するための財政的な支援が求められています。

効果

地域区分による不均衡を是正することにより、当市と比べて地域区 分が高いことを背景とした、給与水準が高い自治体に所在する事業所 へ就労する傾向は改善が図られます。

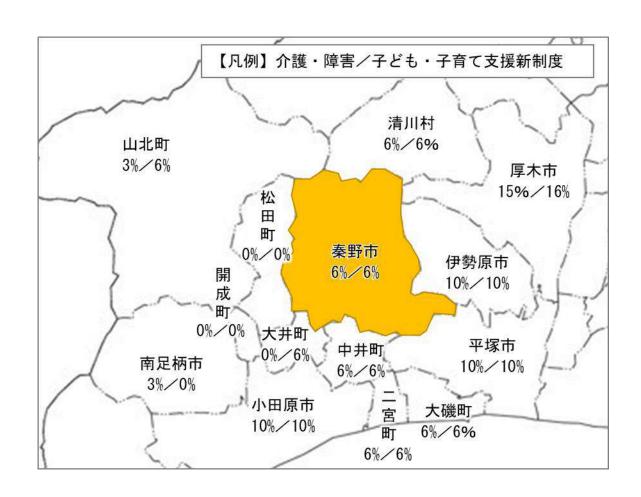
また、物価水準や生活圏等が同じ地域における事業所運営費の均衡が図られることにより、職員の給与水準に起因する地域間格差がなくなり、事業者が職員の確保を含めて公平で安定的な運営を行うことができます。

さらに、給与水準の不均衡が解消されることにより、国が進める公 的部門における分配機能の強化につながります。

要望先

福祉子どもみらい局子どもみらい部次世代育成課 福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課、障害サービス課、地域福祉課

参考 近隣市町村の地域区分(介護・障害/子ども・子育て支援新制度)



8

障害者の就労支援機能強化のため、「秦野市地域生活支援センター 『ぱれっと・はだの』」を「障害者就業・生活支援センター事業」(以下「就業支援センター」という。)に位置付けるよう、お願いします。

また、実現するまでの間、地域生活支援拠点等で実施する就労支援事業を補助対象とするよう、国への働きかけをお願いします。

現状

(1) 国は、障害者の身近な地域において、就業面と生活面の一体的な相談・支援を行う就業支援センターの設置を推進しており、設置者である都道府県に対し、人口80万人当たり1箇所の設置を目安とする方針を示しています。

県では、障害保健福祉圏域ごとに1箇所設置するとし、県内8箇所に設置されていますが、「地域共生型社会」の実現のためには、就労支援の充実を図り、障害者の自立を促すことが重要であり、地域の実情に応じて同一圏域内に複数設置する必要もあると考えます。

就業支援センターは、県から指定を受けた社会福祉法人が、国・県・市から助成を受けて運営し、就業支援担当者が常駐してハローワークや障害者職業センターと連携を取りながら就労支援を行っています。

当市が属する湘南西部障害保健福祉圏域の就業支援センターは、平成20年4月から、社会福祉法人進和学園「サンシティひらつか」が事業を受託していますが、市外にあるため、当市の障害者にとって利便性が悪く、さらに、当市はハローワーク松田の管轄区域内であるため、連携も取りにくく、「ぱれっと・はだの」と比べ、「サンシティひらつか」における当市の利用者は少ない状況となっています。

(2) 当市では、施設や病院から地域生活に移行する障害者を支援する ため、平成29年10月に「ぱれっと・はだの」を整備し、相談支援 事業、就労支援事業及び地域活動支援事業を行っています。

就労支援事業については、定期的にハローワーク等との情報交換 や、自立支援協議会等と連携した就労率の向上に取り組んでおり、「ぱ

れっと・はだの」は、実質的に、就業支援センターと同等の機能を担っているものの、同センターの位置付けがないため、市独自の事業として運営しています。

県では、令和7年度から補助事業を拡充していただき、「ぱれっと・はだの」の一部事業が補助対象となりましたが、運営の大部分は、依然として当市独自で行っている状況です。

また、令和3年10月に改正された障害者総合支援法により、新たな障害福祉サービスとして、令和7年10月から、「就労選択支援事業」が導入される中、市内、圏域にあるサービス事業所等と連携を強化し、就労意欲のある障害者の就労支援を進める上で、「ぱれっと・はだの」の役割がより一層重要になります。

(3)障害者の重度化や「親亡き後」を見据え、相談、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの機能を備えた地域生活支援拠点の重要性はますます高まっています。

当事者目線の障害福祉への転換を図るため、令和3年11月に県が発信された「当事者目線の障がい福祉実現宣言」においても、「あなたは自分の住む場所を自分で決めることができます。」とあり、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、就労も含めた様々な支援を切れ目なく提供する仕組みづくりが急務です。

効果

- (1) 「ぱれっと・はだの」の就業支援センターへの位置付け、又は補助事業による就労支援事業の拡充により、就労支援体制の強化や就労 先の拡大、障害者の自立や地域生活移行の更なる推進が図られます。
- (2) 「ぱれっと・はだの」が県央西部の就業支援センターとしての機能を担うことが可能となり、近接する伊勢原市、中井町、松田町の障害者にとっても、サービスを受けられる環境が整備されることにより、利便性向上が図られます。
- (3) 複合的な課題や生活上の困難を抱える人への包括的な支援が可能となり、「地域共生型社会」の実現につながります。

要望先

產業労働局労働部雇用労政課

福祉子どもみらい局共生推進本部室、障害福祉課、障害サービス課

継続

要望事項

秦才橋から下大槻バス停までの歩道整備をお願いします。

現状

県道62号(平塚秦野)は、小田原厚木道路にアクセスできる平塚 市街との主要なアクセス道路であることから、車両通行量が多い一方 で、沿道付近には民家や耕作地などがあり、歩行者の通行や横断もあ ります。

なお、当該道路から東名高速道路の秦野中井ICまでの区間については、「かながわのみちづくり計画」において、当該箇所へのアクセスを強化する道路として位置付けられており、計画の熟度を高めていく重要な道路とされています。

秦才橋から下大槻バス停までの道路法面については、自然の法面であることから、浸食等による路肩やガードレールの崩落が懸念されていますが、令和元年度に、ガードレールの傾きを一部補修していただきました。

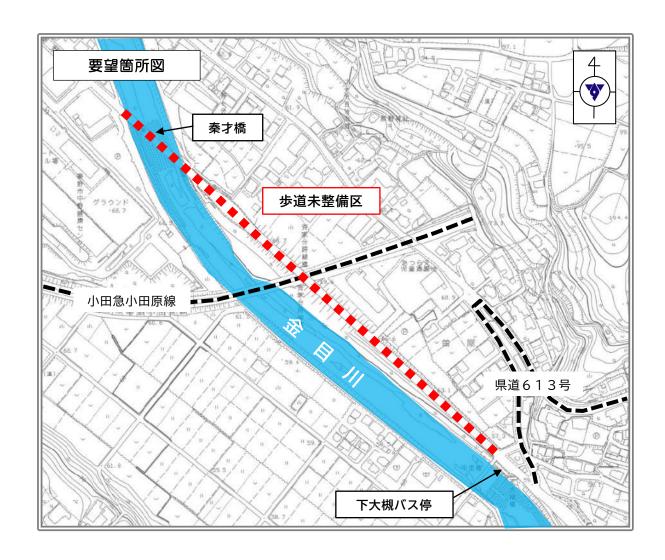
毎年、車両の通行に支障がある樹木(枝)を伐採していただいていますが、バス停の利用を含め、道路利用者の安全確保のためにも、歩道の整備が必要です。

効果

歩道の整備により、安全・安心な交通環境が確保されます。

要望先

平塚土木事務所



鳥居前バス停から大鳥居付近までの区間について、歩道整備を含む 道路改良整備の計画的な事業推進をお願いします。

現状

県道70号(秦野清川)は、当市から清川村につながる県北部への 主要な幹線道路です。

ロードバイク等で坂を上るヒルクライムやバイクツーリング、登山 客のほか、令和3年3月に、当市が整備した「ヤビツ峠レストハウス」 の利用者など、市内外からの多くの来訪者に利用されています。

さらに、当市では、県道70号沿いに点在する資源を有効活用する ため、令和5年8月に、「ヤビツ峠・蓑毛周辺魅力向上計画」を策定 し、計画に沿った事業を展開していることから、道路利用者の更なる 増加が見込まれます。

- (1)当区間は地元小中学校の通学路になっていますが、勾配がきついことから、自転車等のスピード超過が生じやすく、また、見通しが悪い中で、一部区間については歩道が整備されていない箇所があることから、歩行者の安全確保が課題となっています。
- (2) 平成9年度に、県にて事業化に向けた取組が進められましたが、 一部地権者からの反対がありました。

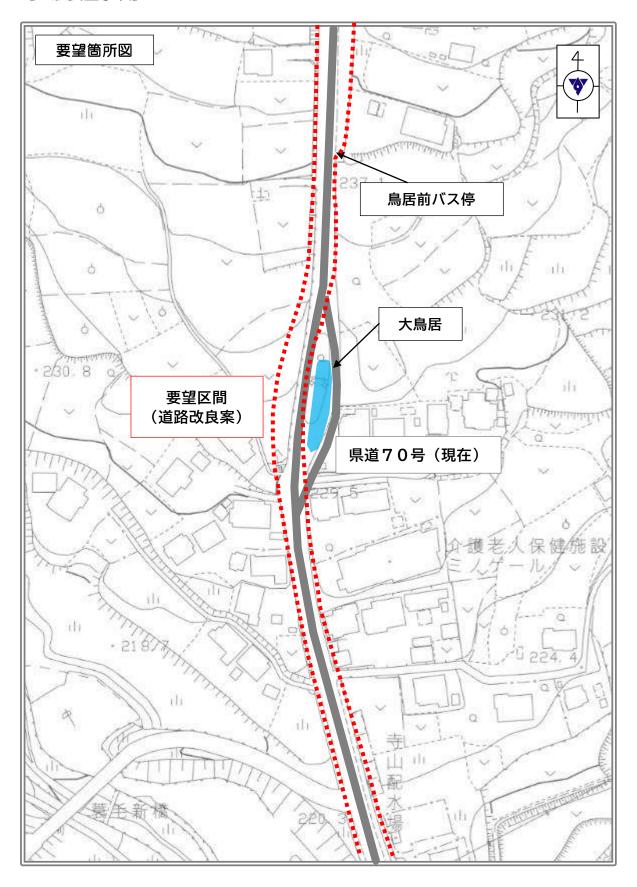
しかし、平成29年8月28日に、関係地権者からの歩道整備に関する要望書(事業用地の協力文)の提出を踏まえ、令和5年11月に事業化していただき、周辺自治会をはじめとした地元住民に事業内容を周知された上で、令和6年度に用地測量等を実施され、令和7年度からは用地の取得に向けた取組が進められる予定です。

効果

歩道整備及び線形改良により、安全・安心な歩行空間が確保されます。

要望先

平塚土木事務所



- 1 落幡バス停付近からサンライフ入口交差点までにおける西側の歩道の暫定整備について、令和10年度の完成目標に向けた、計画的な事業推進をお願いします。
- 2 オヶ分踏切手前から瓜生野入口バス停先までの区間のうち、歩道 未整備区間の整備をお願いします。
- 3 さなだ幼稚園前の交差点改良(右折レーンの設置)等について、計画的な事業推進をお願いします。
- 4 さなだ幼稚園前の交差点付近から大根橋までの約660mの区間 について、拡幅整備の事業化をお願いします。

現状

1 落幡バス停付近からサンライフ入口交差点までの区間は、鶴巻温泉 駅等を利用する歩行者等が多い道路ですが、歩道がなく危険な状況で あることから、令和2年度に事業化していただきました。

令和4年度までに、周辺自治会をはじめとした地域住民に周知された上で、用地測量等を実施していただき、令和6年度から用地の取得が進められ、更なる事業の推進が期待されます。

2 才ヶ分踏切手前から鳥居松橋西側交差点側までの区間は、地元小学校の通学路でもあることから、鳥居松橋西側交差点側から順次歩道整備が進められています。

令和5年度には、瓜生野入口バス停付近の歩道の未整備区間(約50m)の歩道整備を完了していただいており、令和6年度から、既存の張出歩道の改修工事を進められていますが、安全・安心な歩行空間の確保のためにも、残りの歩道の未整備区間における歩道整備が必要です。

3 さなだ幼稚園前の交差点改良(右折レーンの設置)等の区間は、東海大学湘南キャンパスと東海大学前駅間の移動ルートの一つである ことから、歩行者等が多い道路ですが、歩道が狭小で危険な状況にあ

ることや、渋滞が頻繁に発生していることから、事業化していただき ました。

当市内の東海大学北門バス停付近からさなだ幼稚園前の交差点付近までの事業区間において、引き続き、県市で連携した関係地権者への用地交渉を進めるなど、計画的な事業推進が必要です。

4 さなだ幼稚園前の交差点先から大根橋までの区間(約660m)については、東海大学の学生を中心に歩行者が多く、安全な歩行空間の確保が必要です。

効果

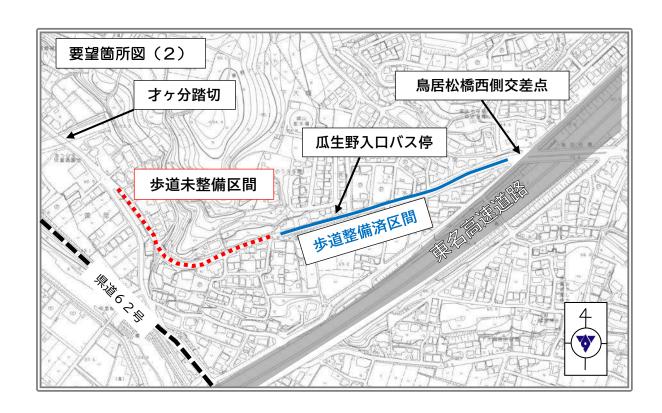
当該道路は、曽屋地内から鶴巻南地内までの当市域の東西方向におけるネットワークを形成する幹線道路であり、沿道付近には公共交通施設や商業施設、東海大学湘南キャンパスなどがあることから、歩行者や車両が行き交い、大部分は地元小中学校の通学路に指定されています。

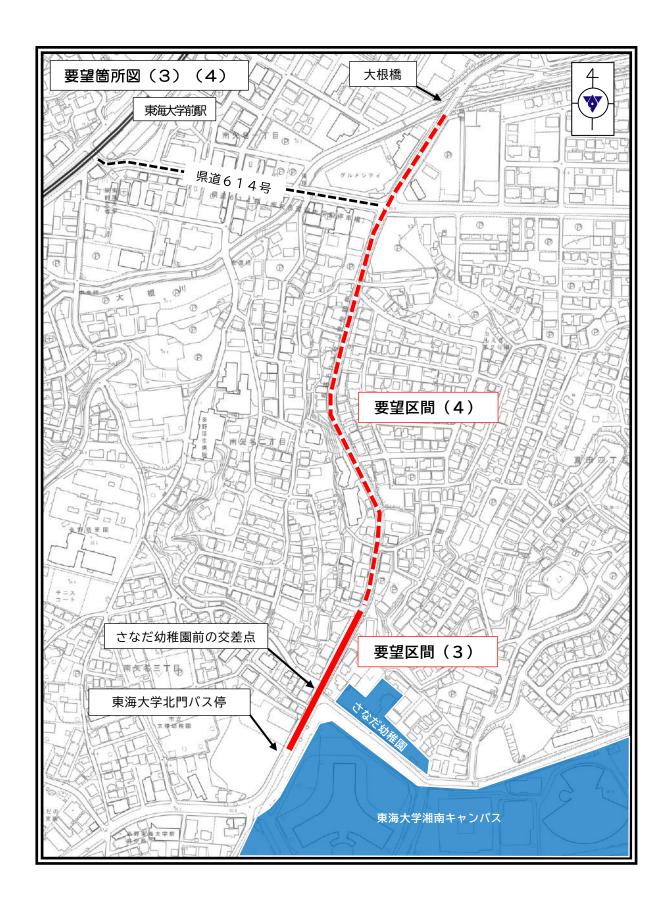
歩道整備などの道路改良を進めていただくことで、安全・安心で快 適な歩行区間の確保及び円滑な交通環境の実現が図られます。

要望先

平塚十木事務所







- 1 新東名高速道路の建設により分断している区間(バイパス区間)の早期整備をお願いします。
- 2 中丸沢に架かっている久保橋付近から伊勢原市大山地内の霞橋付近までの未整備区間の早期整備に向けた検討をお願いします。

現状

1 県道701号(大山秦野)は、霞橋付近から当市寺山の県道70号 との交差点に至る約4.9kmの道路です。

県道70号との交差点から寺山角ヶ谷戸地区までの約380mについては、拡幅改良整備がされましたが、新東名高速道路との交差区間については分断されています。

当区間は、「かながわのみちづくり計画」において、「完成が見込まれる主な道路」に位置付けられており、地元地権者の協力のもと、 県にて整備に必要な事業用地は取得されていますが、現在に至るまで 整備が見送られている状況です。

県では、令和6年度に、地権者をはじめ、地域住民に対して、現在 の検討状況を説明していただいていますが、早期に当該区間の道路機 能を確保する必要があります。

2 久保橋付近から霞橋付近までの区間は、一部のコンクリート舗装区間と浅間山林道との重複区間を除いて、大部分が登山道のような状況であり、軽車両すら通行できない未整備区間となっています。

当区間は、「かながわのみちづくり計画」において、「将来に向けて検討が必要な道路」に位置付けられていることから、当市と伊勢原市はもとより、県にも参加していただき、道路整備に係る課題の整理や当区間の現状把握をするための勉強会を行っており、今後、その検討が本格化されます。

また、伊勢原市と当市では、古くからつながりがある伊勢原市の大山地域と秦野市蓑毛周辺エリアにおける新たな観光交流を図ることとし、更なる地域活性化に向けた検討を進めています。

効果

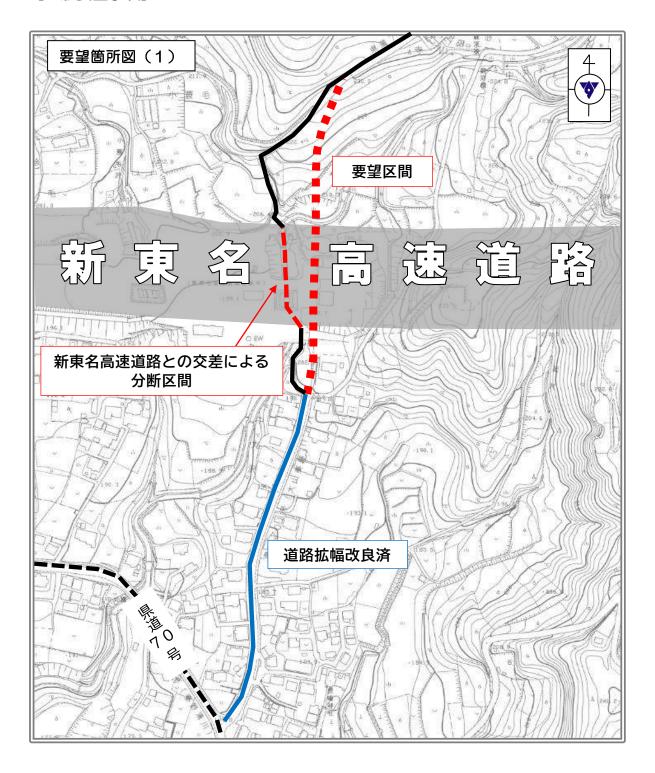
県道701号は、全区間で「かながわのみちづくり計画」に位置付けられており、新東名高速道路との交差区間の分断が解消されることで、道路機能が確保されるとともに、その上で、久保橋先から霞橋付近までの区間が整備されることで、県が取り組んでいる丹沢大山エリアの観光魅力づくりにも寄与します。

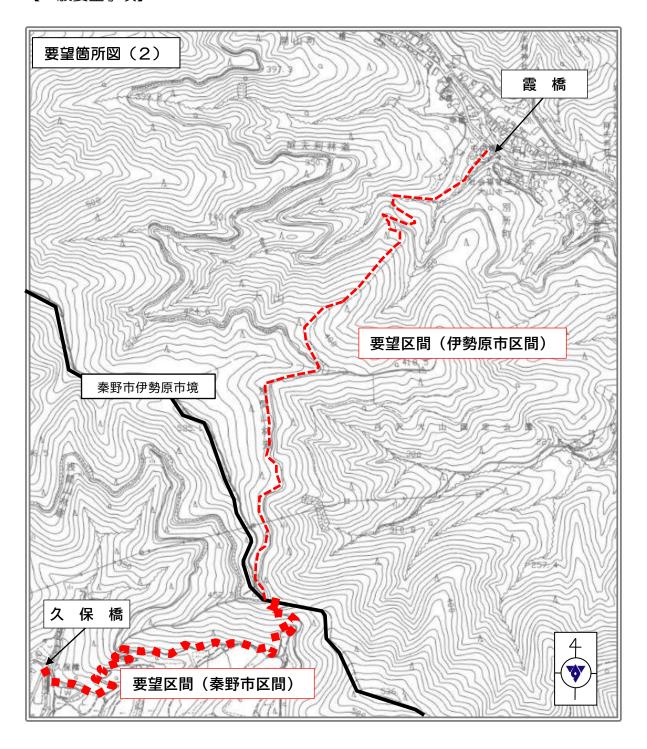
また、当市ではヤビツ峠及び蓑毛地域周辺の魅力向上に係る取組を推進していることから、大山地域と蓑毛周辺エリアを周遊できる当該道路の整備を進めることで、周辺地域に更なる人流を生み出すことが見込まれます。

要望先

県土整備局道路部道路企画課、道路整備課

平塚土木事務所





5

秦野橋北側交差点から本町四ッ角交差点までの歩道における電線類の地中化に係る整備をお願いします。

現状

- (1) 県道704号(秦野停車場)は、当市の玄関口である秦野駅北口から国道246号までの当市域の中心部における幹線道路であることから、市内外を往来する路線バスや自家用車など、車両交通量が非常に多い道路です。
- (2) 県では、県内市町村と構成する「神奈川県無電柱化推進会議」を令和7年5月に設置され、災害対応力の強化、安全・円滑な交通確保などに向けた、緊急輸送道路における無電柱化の検討が本格化されます。

県道704号は、県の第2次緊急輸送道路に指定されており、大規模災害発生時には、救助活動人員や物資等の緊急輸送を円滑かつ確実に行う必要があるため、自然災害への安全度を高めることを目的とした、道路の防災対策を優先して進める必要があります。

当市においては、同じく第2次緊急輸送道路に指定されている市道6号線の電線地中化を進めており、今後、県市による道路の防災対策を推進することで、緊急輸送道路のネットワークが確立し、大規模災害発生時の円滑な交通確保につながります。

- (3) 秦野橋北側交差点から本町四ッ角交差点までの区間は、沿道に店舗等が立ち並んでいるほか、地元中学校の通学路でもあり、歩行者の通行量が多いにもかかわらず、狭い歩行空間内に電柱があることから、歩行者の安全確保が求められています。
- (4) 当市では、県道705号周辺を含めた秦野駅北口周辺の地域資源やこれまでの地域活動等の蓄積を生かしながら、これまで以上に公民で連携して取り組んでいくための指針として、令和5年11月に「秦野駅北口周辺まちづくりビジョン」を策定し、令和7年3月

には内閣総理大臣から「秦野市中心市街地活性化基本計画」の認定 を受けました。

また、県道704号沿いにおいて、にぎわいとふれあいのあるまちづくりにつながる歩行空間の確保のため、建築物の壁面後退を公 民連携で進めています。

今後、秦野駅北口周辺の地域活性化に向けて、沿道のにぎわいを 生み出す仕組みづくりなどの取組を更に進めます。

効果

安全・安心で快適な歩行空間が確保されるとともに、自然災害等が 発生した際に緊急輸送道路としての安全性が高まります。

要望先

平塚土木事務所



近年、激甚化している自然災害は、全国各地で大きな被害をもたらしており、令和6年台風第10号に伴う豪雨では、大根川周辺地域での氾濫、金目川における護岸崩落など、市民生活に支障をきたす事例が発生しています。

引き続き、市民の生命や財産を守るため、護岸崩落等の未然防止に係る河川の護岸整備等の促進をお願いします。

1 大根川

(1) 陽橋から大根橋までの区間における、堆積した土砂を取り除く河 床掘削

2 室 川

- (1)堀田橋から寺井橋までの区間における、洗掘による崩落対策としての河川改修
- (2) 鶴巻橋から小田急線軌道横断部先までの区間における、河床洗掘 及び老朽化護岸の補修等

3 金月川

- (1) 葛葉川合流部から天王下橋までの区間における、崩落の危険性が ある箇所の護岸整備
- (2) 金目川橋から神奈川病院西側までの区間における、崩落の危険性がある箇所の護岸整備等

4 四十八瀬川

- (1) 甘柿橋から下流における、崩落の危険性がある箇所の護岸整備
- (2) 甘柿橋から上流(才戸橋まで)における、親水性のある階段護岸 や、牛物多様性の環境回復のための魚道整備等

現状

1 大根川については、場橋から大根橋までの約200mの区間において、令和3年度に河床整理を実施されており、当市でも内水氾濫防止のため、雨水管の追加設置を行っていましたが、令和6年台風第10号に

伴う豪雨により、場橋から上流の区間において氾濫が発生し、左岸側の 市道の一部区間が冠水しました。

その後、県において、水流の支障となっていた草木の除去などを行っていただきましたが、引き続き、豪雨時には浸水被害のおそれがあることから、より多くの水を流せるようにするなど、氾濫や浸水の被害を防止するための整備が必要です。

- 2 室川については、川幅が狭く、蛇行している区間が多くあることから、 豪雨時には氾濫などのおそれがあります。
- (1)堀田橋から寺井橋までの区間については、現在、河川の線形が蛇行していることから、水流が強い箇所で洗掘等が生じ、護岸が崩落するおそれがあります。

そのため、寺井橋から上流側の河川線形の改良に必要な用地を取得していただいていますが、下流側の河川改良に必要な用地交渉が難航しています。これまでの県市による連携した交渉により、一部地権者から理解を得られつつありますが、継続した取組が必要です。

- (2) 鶴巻橋から小田急線軌道横断部先までの区間については、河床洗掘や老朽化している護岸設備への早期の対策が必要です。
- 3 金目川については、令和6年台風第10号に伴う豪雨により、大安橋 付近の護岸崩落が発生するなど、甚大な被害がありました。

また、上流部の自然法面に植生していた多くの樹木が流され、護岸や 橋脚に掛かることで、水流の支障となる危険があり、市民の生命や財産 への被害を未然に防止する取組が必要です。

- (1) 葛葉川合流部から天王下橋までの区間について、未整備区間は荒廃が著しい状況となっており、護岸崩落により河道閉塞のおそれがあるため、早期の対策が必要です。
- (2) 金目川橋から神奈川病院西側までの区間について、一部箇所では護岸設備の崩壊などがあるだけでなく、河川の線形が蛇行していることから、水流が強い箇所で洗掘等が生じ、護岸が崩落するおそれがあるため、護岸整備及び改修等、早期の対策が必要です。

- 4 四十八瀬川は、豊かな自然環境が大きな特徴である上地区に位置して おり、当河川は、上地区内の貴重な環境資源でありますが、過去の豪雨 災害により護岸が崩落するなどの被害が発生しています。
 - (1)甘柿橋から下流側については、令和元年の東日本台風をはじめとした大雨等による被災箇所の復旧のため、令和3年度から令和5年度にかけて、一部区間の護岸補修等が行われていますが、引き続き、護岸の整備が求められます。
 - (2) 甘柿橋から上流側(才戸橋まで)の周辺地域において、上地区の豊かな自然や地域資源を生かした地域活性化に係る活動を、地域のボランティア団体等と連携して行っており、地域の更なる魅力向上を図るため、親水施設や魚道の整備が求められます。

効果

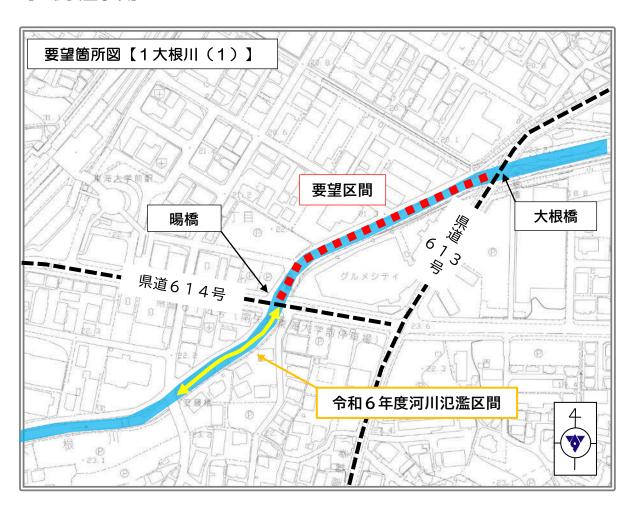
計画的な護岸設備の改修工事により、河川の氾濫などの水害を未然に防ぎ、市民の生命や財産を守ることができます。

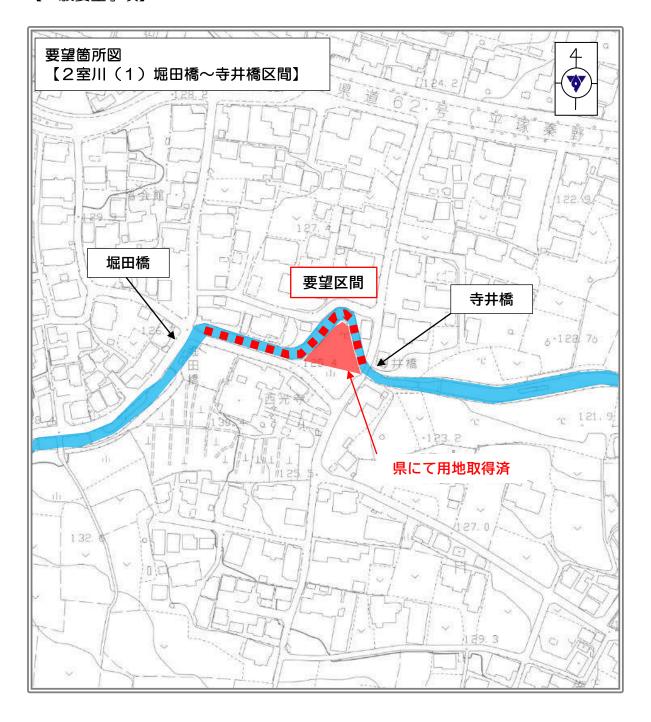
また、四十八瀬川については、親水施設や魚道の整備により、周辺地域の魅力づくりに寄与するとともに、多様な生きものの生息環境の回復が図られます。

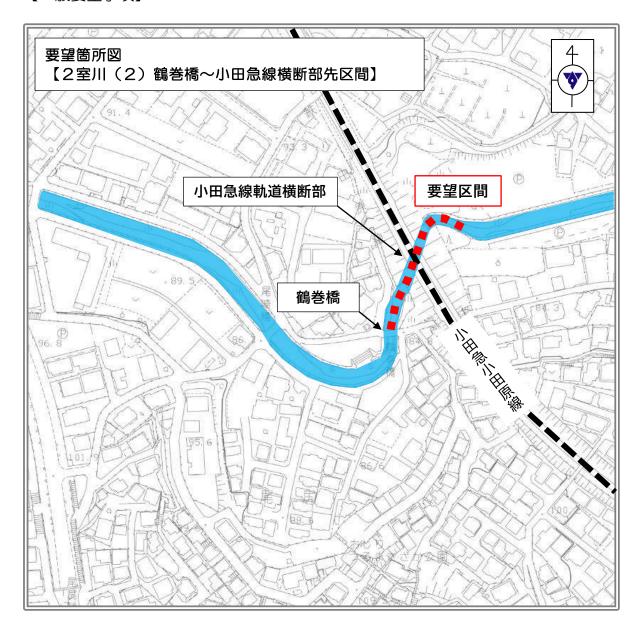
要望先

県土整備局河川下水道部河港課

平塚土木事務所



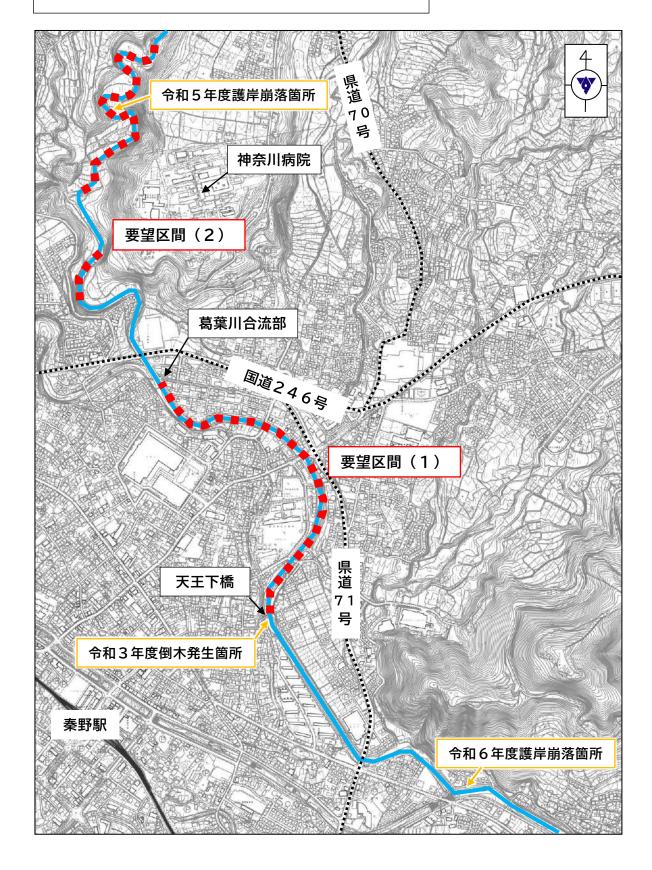


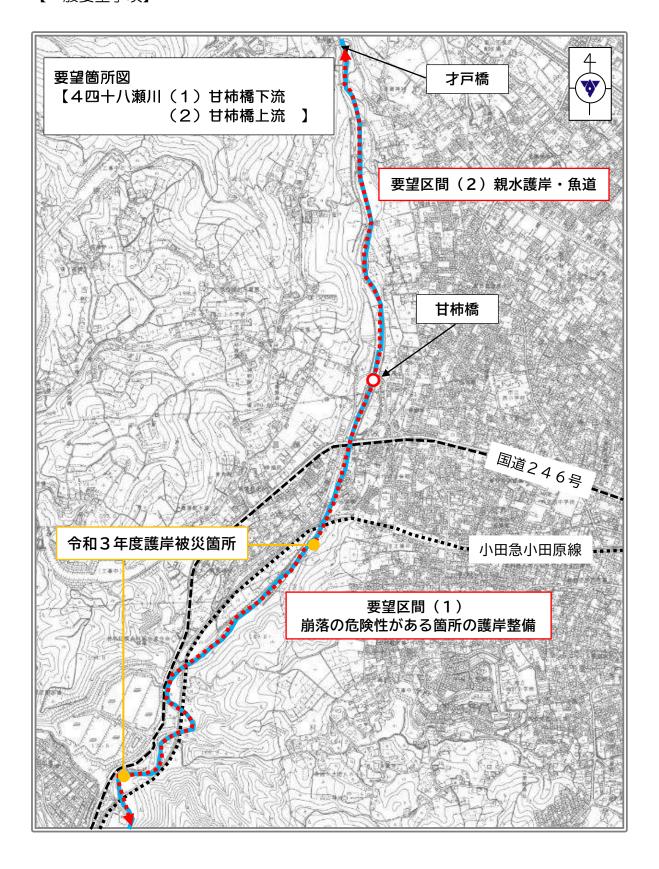


要望箇所図

【3金目川(1)葛葉川合流部~天王下橋区間

(2)金目川橋~神奈川病院西側 】





護岸の崩壊防止や農業用水の安定した確保のため、金目川(十代橋付近、中里橋付近、南平橋付近)の河床浸食防止策の実施及び適正な維持管理をお願いします。

現状

近年の大雨等の影響により、河床が浸食され、護岸崩落の発生が危惧されるとともに、農業用水の安定した供給が難しくなってきています。

特に、金目川(十代橋付近、中里橋付近、南平橋付近)は、河床の 浸食が著しく、農業用水の取水が困難な場所もあります。

南平橋付近では、令和2年度から令和5年度にかけて、護岸整備や根固め工事を実施していただいたことで、取水の状態が一時改善されましたが、令和6年台風第10号に伴う豪雨により、農業用水を取水している左岸側に土砂が堆積したことで、取水が困難な状態となったことから、河床整理の実施など、河川の適正な維持管理が必要となっています。

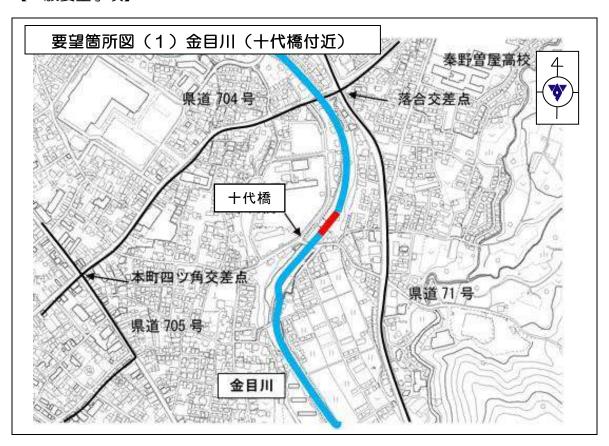
効果

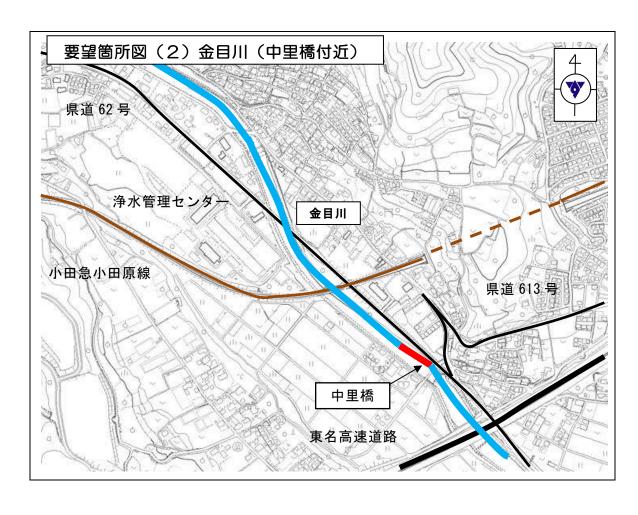
河床の浸食等が著しい箇所の整備(根固め工)や河床整理などの適 正な維持管理を実施することにより、護岸の崩落を未然に防ぐこと ができます。

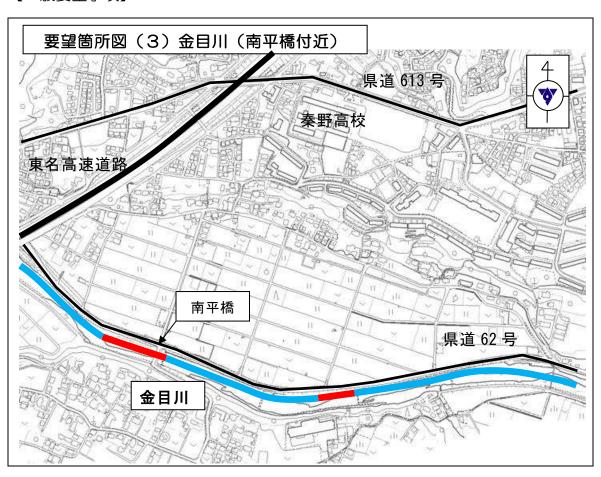
また、水位が一定となることから、土砂を盛り上げ、水位を上昇させる堰上げ作業が容易となり、取水労力の軽減、作業の安全性が図られ、安定した取水が可能となります。

要望先

県土整備局河川下水道部河港課 平塚土木事務所









8

水無川の富士見大橋から新常盤橋までの約2,400mの区間について、堆積した土砂の撤去及び河床整備をお願いします。

特に、緑風橋と桜橋付近の未実施箇所の早急な対応をお願いします。

現状

(1) 当市内には、水無川、金目川、葛葉川等7つの主要な河川が流れていますが、近年の大雨等の影響により、大量の土砂が堆積し、河床が上昇したり、川幅が狭くなったりする箇所があり、特に、市内の中心を流れる水無川は、堆積した土砂に雑草が繁茂している箇所や根固めブロックが外れている箇所が多数存在しています。

県では、新常盤橋からその上流及びまほろば大橋付近について、 令和6年度に河床整理を行っていただきましたが、依然として土砂 が堆積している箇所が存在している状況です。

- (2)水無川では、令和元年の東日本台風の際、特に河川敷と道路の 高低差が少ない常盤橋から新常盤橋までの間で越水直前まで水位 が上昇したほか、令和3年7月3日の豪雨、令和6年台風第10号 に伴う豪雨でも川の水位が大幅に上昇するなど、浸水・冠水の危険 性が一層高まっています。
- (3) 平成30年1月26日、県から金目川水系の浸水想定区域図が示され、市内6河川において、想定最大降雨時の浸水想定区域がこれまでよりも広範囲となりました。要望箇所の範囲においても、市庁舎、本町小学校などの施設が浸水想定区域に入っています。

効果

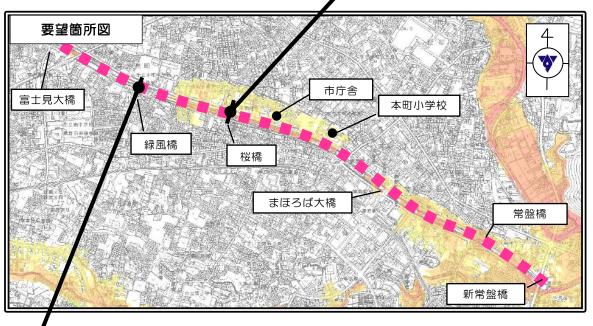
河床掘削をすることで、河川水位を低下させ、安定した流量が確保できるため、市民の安全・安心を保つことが可能となります。

要望先

県土整備局河川下水道部河港課 平塚土木事務所









要望事項

1 急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所については、市民の安全・安心を確保するため、崩壊防止事業の早期完了をお願いします。

【指定箇所】

東田原地区、大椿台地区(東側)、南矢名B地区(北側)

2 新たな急傾斜地崩壊危険区域としての要望箇所については、早期 の指定等、必要な対策をお願いします。

【指定要望箇所】

大椿台地区(西側)、南矢名B地区(南側)、富士見町 C 地区、 菖蒲地区、鶴巻地区(大上)、曽屋地区(ストリームタウン)

現状

(1) 当市は、市域の多くが盆地であるため、その地形上、大雨や長雨、地震により急傾斜地が崩壊し、土砂災害が発生しやすい特性を抱えています。

これまでに市内22箇所で急傾斜地の法指定を受け、既に19箇所は崩壊防止工事が完了し、残る3箇所のうち東田原地区は令和4年度から工事が着工され、大椿台地区(東側)及び南矢名B地区(北側)は昨年度から事業化されました。

また、指定等要望箇所について、令和6年度に、富士見町C地区 及び菖蒲地区、さらに、令和7年度は、鶴巻地区(大上)及び曽屋地 区(ストリームタウン)において事業説明会を行い、要望書の提出 に向けた事務を進めています。

地域からは、早急な急傾斜地崩壊危険区域の指定等、災害の未然 防止が求められています。

(2) 国の地震調査研究推進本部は、南関東で発生する首都直下型地震が今後30年以内に発生する確率を70%程度としています。その切迫性が高まる中、地震に起因した急傾斜地の崩壊が懸念されるため、崩壊防止工事等の早期対応が求められています。

(3) 大椿台地区、南矢名B地区及び東田原地区では、令和3年7月 3日の豪雨による土砂災害が発生し、さらに、これらの地区と鶴巻 地区(大上)では、令和6年台風第10号に伴う豪雨でも、土砂災害 が発生しています。特に、大椿台地区、南矢名B地区及び鶴巻地区 (大上)では、斜面が崩落し、土砂が住居内に流入する被害が生じ ました。

また、曽屋地区(ストリームタウン)では、令和6年6月の大雨で 斜面が崩落し、倒木による住宅の一部損壊が生じました。

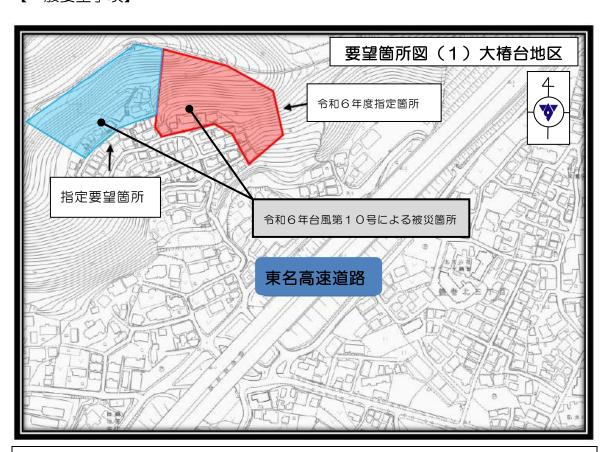
効果

急傾斜地の崩壊による土砂災害は、崩壊速度が極めて速いため、瞬時に市民の生命や財産に多大な被害を及ぼします。崩壊防止工事を着実に実行することにより、災害の防止・軽減が図られ、市民の生命や財産を守ることができます。

要望先

県土整備局河川下水道部砂防課

平塚土木事務所



指定要望箇所

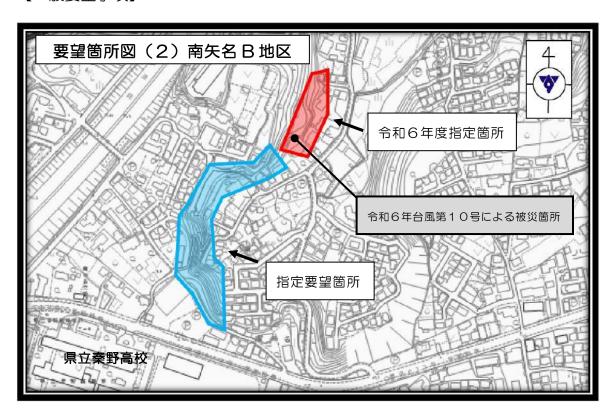




令和6年台風第10号による被災箇所







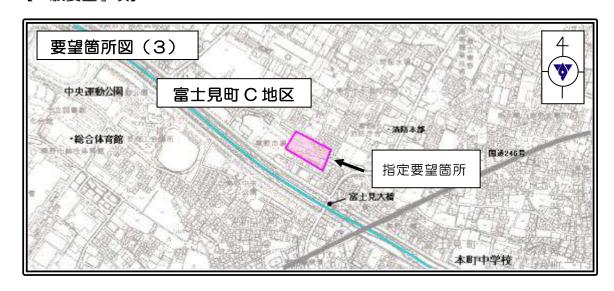
指定要望箇所



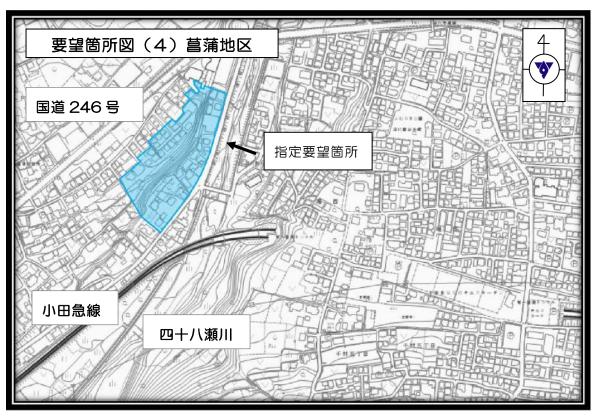
令和6年台風第10号による被災箇所

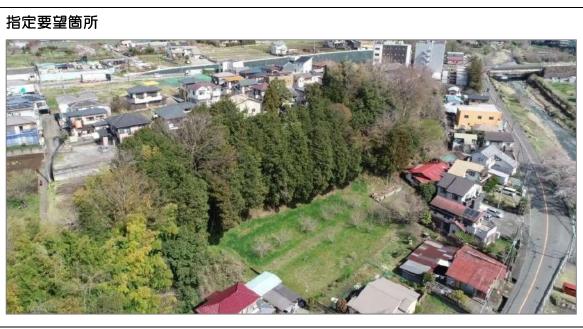


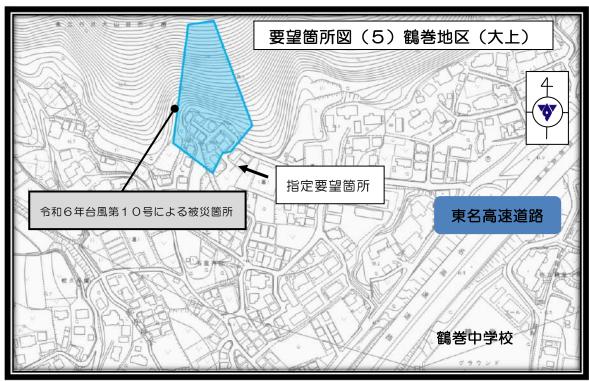




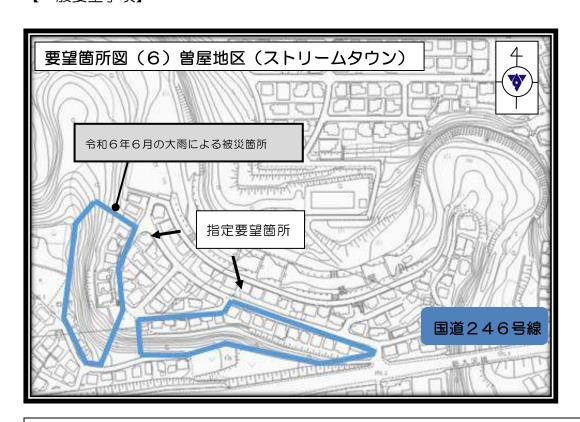


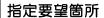
















令和6年6月の大雨による被災箇所





継続

要望事項

土砂災害から市民の生命や財産を守るため、土砂災害警戒区域及び砂防指定地に指定されている唐沢川について、砂防堰堤の整備をお願いします。

現状

- (1) 唐沢川流域(横野)及びその下流の北地区の一部は、その上流にある権現沢(横野)及び山居沢(横野、菩提及び戸川)とともに、平成25年12月に、土砂災害特別警戒区域又は土砂災害警戒区域に指定され、令和6年3月には、新東名の建設に伴い区域の一部に変更がありましたが、土砂災害対策が急務となっています。
- (2) 当市では、平成27年度に暫定的な措置として、土砂災害用ワイヤー式警報装置を設置し、土砂災害に対する警戒避難態勢を整えています。
- (3) 唐沢川の流域には、当市が広域避難場所に指定している学校施設(北小学校、北中学校)が含まれており、土石流等による土砂災害から市民の生命や財産を守るため、砂防堰堤の建設が不可欠です。
- (4) 要望箇所は、砂防法第2条の規定に基づく砂防指定地にも指定 されており、土砂災害を未然に防止するための砂防堰堤工事の必要 性が特に高い箇所と考えます。

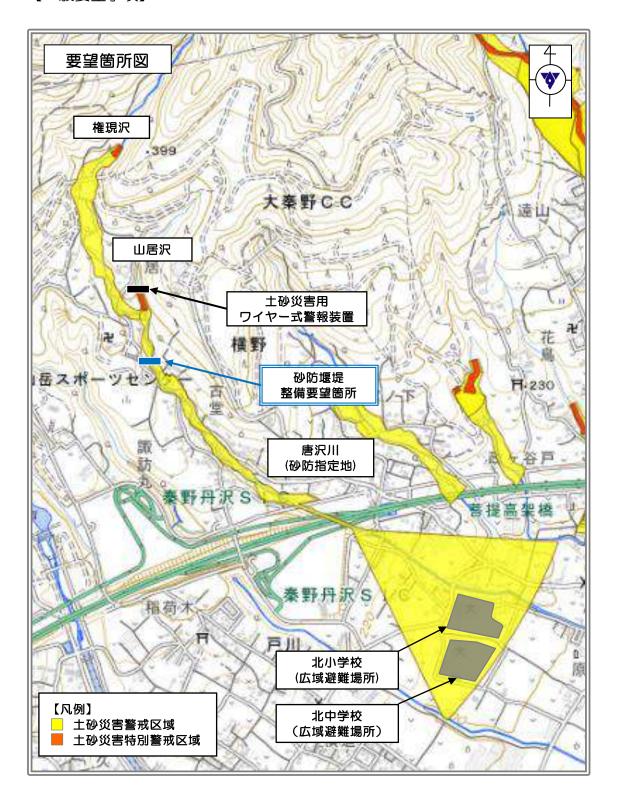
効果

砂防堰堤の建設により土石流の発生を防止することで、流域に暮らす市民の生命や財産を守ることができます。

要望先

県土整備局河川下水道部砂防課

平塚土木事務所



継続

要望事項

土砂災害から市民の生命や財産を守るため、次の砂防指定地における砂防事業の推進等をお願いします。

- 1 西沢(名古木) 2 延沢(落合)
- 3 蛇久保沢(北矢名) 4 東沢(蓑毛)

現状

1 西沢(名古木)

平成30年度から令和元年度にかけて実施された素掘りトンネルの健全度調査の結果を踏まえ、市道61号線との交差部にある素掘りトンネルの改修及び周辺護岸の整備に係る事業について、令和10年度の完成目標に向けて、順次整備等を進めていただいています。

令和4年度から令和6年度にかけて、ボックスカルバート工に必要な詳細設計や準備工事を行っていただき、令和7年度から本格的な工事が実施される予定です。その後、令和10年度までにボックスカルバートの上流と下流の護岸工事が進められる予定であり、計画的な事業推進が必要です。

また、市道名古木12号線との交差部の素掘りトンネルの改修工事 について、令和4年度に詳細設計を実施していただき、今後、用地測 量が予定されています。

2 延沢 (落合)

毎年、下流側から着実な護岸工事等が進められており、全体のうち約3分の1の区間の整備が概ね完了していますが、引き続き、計画的な事業推進が必要です。

3 蛇久保沢(北矢名)

平成28年度に測量調査が実施されていますが、令和4年度に一部 法面の崩落があったことから、護岸整備に係る事業化が必要です。

4 東沢 (蓑毛)

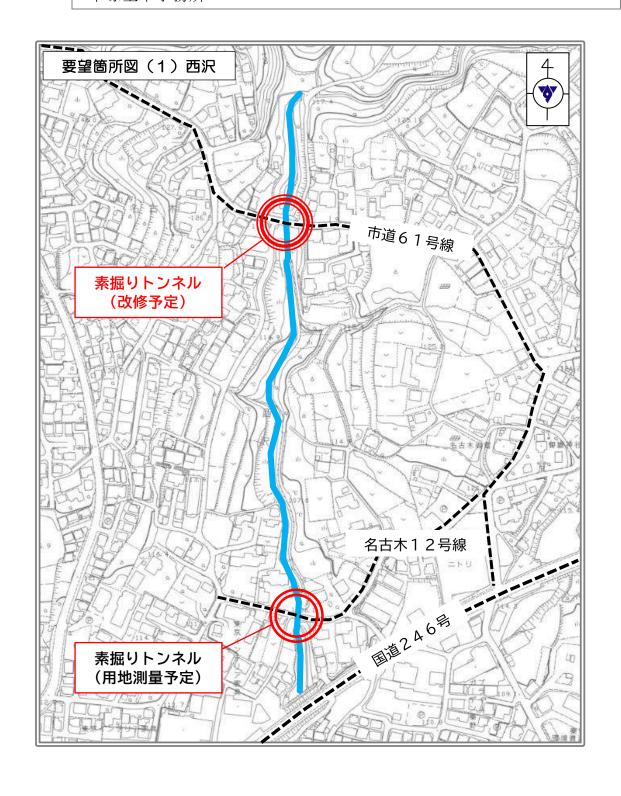
砂防堰堤5基のうち、4基が整備済みであり、残る1基の堰堤の 整備が必要です。

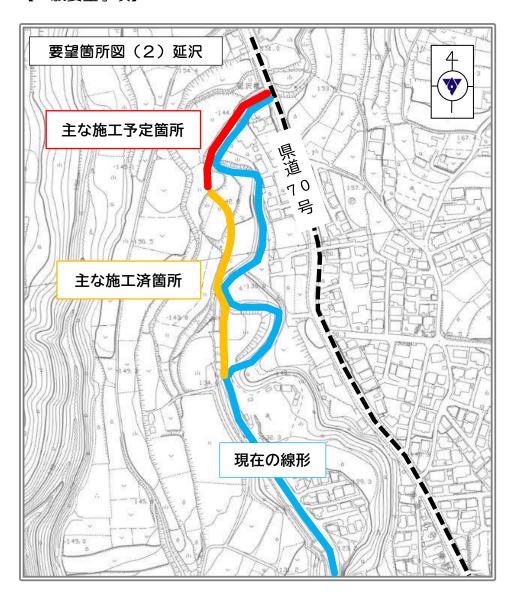
効果

護岸や堰堤等の砂防設備の整備により、土砂の流出による下流域で の被害(土石流等)を防止できます。

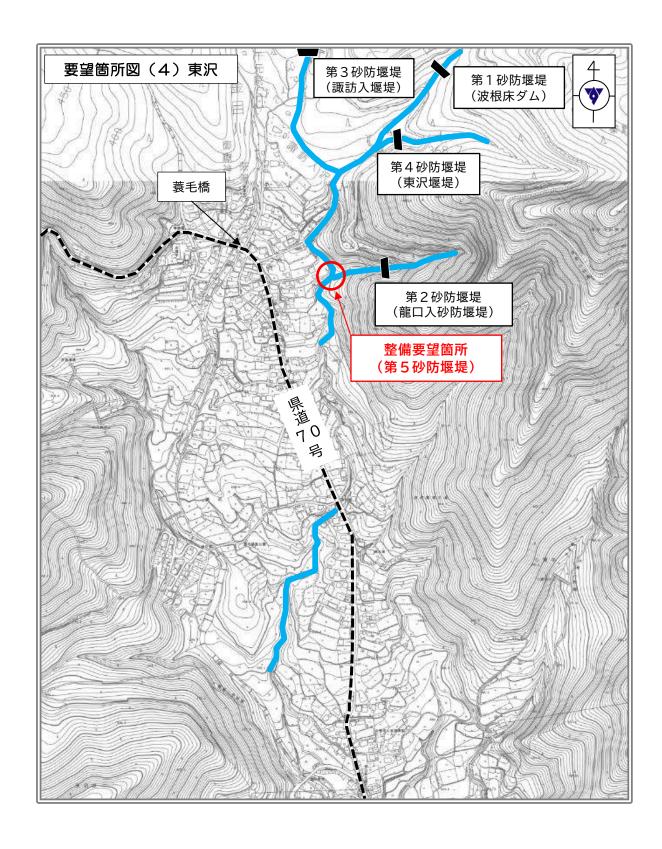
要望先

県土整備局河川下水道部砂防課 平塚土木事務所









要望事項

- 1 堀水路について、沿線の地域住民の安全・安心を確保するため に、法面の土砂崩落の危険性が高まっている指定保安林につい て、護岸整備工事などの安全対策の検討等をお願いします。
 - また、市が災害応急措置を実施する際には、行政手続きの支援をお願いします。
- 2 矢坪沢について、保安林からの倒木などによる水路機能への影響もあることから、適正な維持管理をお願いします。

現状

(1)当市では、堀水路の浸食崩壊対策として、平成19年度から 平成29年度にかけて、大倉から堀大橋までの区間(2km)を 測量業務委託し、平成26年度から平成28年度にかけて、同区 間の下流域において、市単独の水路整備事業として、保安林以外 の区間(140m)の護岸工事(右岸)を実施しました。

令和元年の東日本台風では、堀大橋先の暗きょ入口部に流木と 土砂が堆積し、水流が水路を超えて住宅地に浸入したことにより、 床下浸水の被害が発生しました。

この浸水被害を踏まえ、当市では、令和2年度に、大倉から新東名高速道路付近までの開水路である区間(1.5 km)について、水路機能に支障となる倒木や法面崩壊状況の調査を実施するとともに、下流部については、投棄された廃棄物の除去を行い、未整備であった護岸工事(右岸9.1 m)を実施しました。

また、令和3年度には、保安林側の一部市有地である箇所について、護岸工事(左岸3.9m)を実施しました。

県では、令和4年度に堀川全体の状況に対する調査委託業務を、 令和5年度に堀大橋先の暗きょ入口部における左岸護岸の設計委 託業務をそれぞれ実施され、令和6年度からは、左岸護岸整備工 事を実施していただいています。

一方で、上流側では法面の土砂流出や倒木が発生しており、今

後更なる豪雨等が発生した場合は、崩落した土砂や流木が下流側 に流出し、新たな住民被害が発生する可能性があるため、安全対 策の検討等が必要です。

なお、堀水路は、これまで土砂災害警戒区域のみの指定であったものが、令和3年5月に、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別 警戒区域に指定されています。

(2) 矢坪沢は、全体として河床の勾配が比較的緩く安定していますが、部分的に浸食が進んでいる箇所があり、集中豪雨や台風などの非常時に流量が増加すると、浸食や荒廃が進むことが懸念されます。

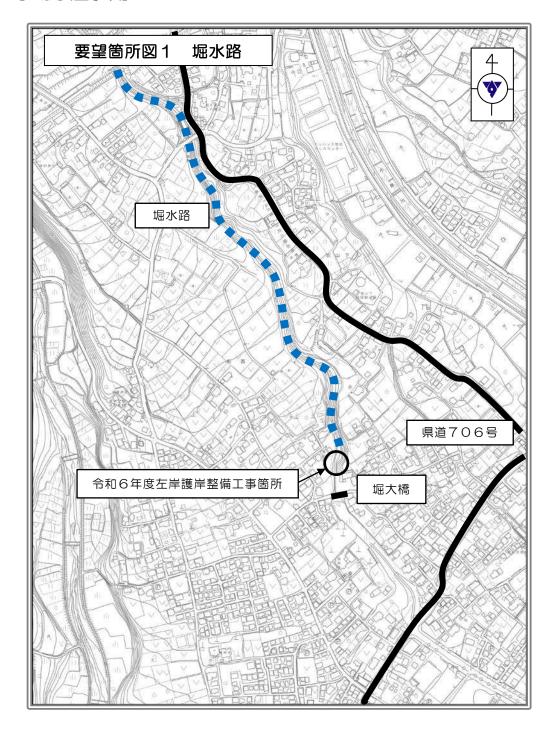
なお、矢坪沢は、これまで土砂災害警戒区域のみの指定であったものが、令和3年5月に、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別 警戒区域に指定されています。

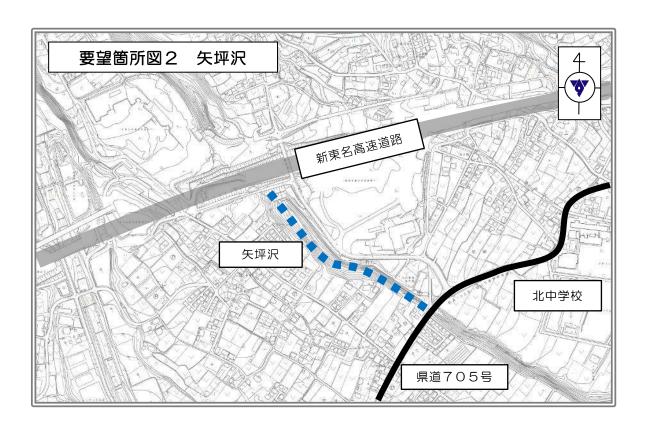
効果

- (1) 住宅などが隣接している下流域への土砂流出を防ぐことで、 県が実施している河床浚渫や河川整備の進捗にもつながります。
- (2)治山事業は、森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から市民の生命や財産を守り、水源の涵養、生活環境の保全が図られます。

要望先

環境農政局緑政部水源環境保全課、森林再生課 湘南地域県政総合センター農政部森林課





要望事項

「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」について、令和9年度以降 も水源環境保全税の存続等による財源確保を含む必要な措置を講じ、市 町村の意見を踏まえた長期的なビジョンを示した上で、新たな視点に基 づく施策を推進するようお願いします。

現状

(1)県では、将来にわたり良質な水を安定的に確保することを目的に「かながわ水源環境保全・再生施策大綱(計画期間:平成19年度~令和8年度)」を策定し、水源環境保全税を財源として水源環境の保全・再生に取り組まれており、森林整備等による下層植生の回復や土壌保全などの効果が認められています。

市が整備している概ね標高300m以下の地域水源林エリアの森林(約1,159ha)においては、第1期から第3期5か年計画の15年間で663.3ha(57.23%)を確保し、累計で1190.2haを整備しています。

一方で、近年、台風や大雨による土砂崩落等の自然災害が多く発生 していることや、カーボンニュートラルの実現に向けて、森林の持つ 二酸化炭素の吸収・固定等の公益的機能の重要性が再認識されるとと もに、森林資源の循環サイクル構築が求められています。

令和9年度以降の水源施策については、県・市町村首長会議等の意 見を踏まえ、市町村の現状や課題を共有し、水源環境のさらなる改善 に向けた森林づくり、新たな課題・社会ニーズに応じた維持・管理、 多様な主体による水源環境の維持・管理が検討されています。

これまで築いてきた豊かな森林や水資源を次世代への財産として、確実に引き継いでいくため、森林の管理や整備を今後も継続し、里山保全等を目的とした事業を含め、水源保全地域全体の森林の公益的機能を強化していくことが必要です。

(2) 市営水道水源の約8割を市域内の地下水、湧水、表流水で賄っている当市では、「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」に基づき、

地下水保全施策を推進し、地域の特性に応じた地下水かん養や水質保 全等の取組を計画的に実施しています。

県民の生活を支える良質で安定的な地下水源を確保するためには、 地下水浄化事業及び地下水かん養事業を長期的な視点に立って、継続 して実施する必要があります。

加えて、新たな課題である地下水汚染物質の有機フッ素化合物 (PFOS・PFOA) に対する監視調査及び、近年の気候変動に伴う短時間 豪雨の発生など、雨の降り方の変化によって地下水かん養が少なから ず影響を受けていることから、降水量と水位変動の関係性を把握する ためにも、地下水モニタリング事業を継続して行うことが求められています。

効果

(1)森林整備は長期的に継続することで、水源かん養機能や土砂災害 防止機能などの公益的機能が発揮されます。

新たな水源環境保全の取組によって、県民の暮らしを支える良質な水資源を保全するとともに、災害レジリエンスなどの公益的機能を果たす森林づくりを進めることができます。

(2)地下水浄化事業により水質改善が確認されており、水質のモニタ リングでは、現在の取組を継続していくことで、環境基準を満たす将 来予測が示されています。

水源保全地域内の地下水の質と量を保全することにより、県民が将来にわたり安心して利用できる健全な水源環境を育むことができます。

要望先

環境農政局緑政部水源環境保全課

要望事項

全国育樹祭の開催において、当市を会場とした事業の実施をお願いします。

現状

(1) 平成22年5月に開催された全国植樹祭の秦野会場においては、 天皇皇后両陛下(現上皇上皇后両陛下)によるお手播きがなされ、現 在は、成長した樹木が秦野市カルチャーパーク内の植樹祭記念広場に 植えられています。

持続可能な森林づくりと全国屈指の森林観光都市を目指す当市では、全国植樹祭以降も、毎年植樹祭を開催するなど、市民主体の植樹・育樹・活樹事業を実施し、市民の森林・里山の循環及び保全に対する理解促進に努めています。

令和4年5月には、県及び公益財団法人かながわトラストみどり財団との共催で、「緑の祭典"かながわ未来の森づくり"2022inはだの」が開催され、また、令和6年11月には、森林の持続可能な循環サイクルの構築、建築関連産業の活性化、全国育樹祭誘致の機運醸成を図るため、第40回全国削ろう会秦野大会を開催しました。

令和7年2月19日の県議会本会議において、県知事が令和10年度の「第51回全国育樹祭」の開催地を県内に招致する意向を表明されましたが、全国育樹祭における、当市を会場としたお手入れ行事等の実施が求められています。

(2) 当市は、環境省が選定した全国4地域の一つとして「里地里山保全再生モデル事業」を実施しています。

平成26年度には、「生物多様性地域連携保全活動計画」を策定し、 市民やボランティア団体等と協働した里地里山の保全・再生・活用活動を推進しているほか、平成27年度には、「生物多様性保全上重要な里地里山500か所」にも選ばれています。

(3) 令和元年度には、大正時代から約1世紀にわたり学校林として 児童自らが自分の手で大切に育てた秦野産材(ヒノキ)を東京 2020オリンピック・パラリンピック競技大会選手村「ビレッジプ ラザ」に提供しています。

(参考) 全国育樹祭の開催状況

開催年度	開催地	植樹祭開催年度	植樹祭からの期間
平成29年度	香川県	昭和63年度	29年
平成30年度	東京都	平成8年度	22年
令和元年度	沖縄県	平成5年度	26年
令和2年度	※延期	_	_
令和3年度	北海道	平成19年度	14年
令和4年度	大分県	平成12年度	22年
令和5年度	茨城県	平成17年度	18年
令和6年度	福井県	平成21年度	15年
令和7年度	宮城県	平成9年度	28年
令和8年度	和歌山県	平成23年度	15年
令和9年度	秋田県	平成20年度	19年
(令和10年度	神奈川県	平成22年度	18年)

※開催地は、例年8月末に開催される国土緑化推進機構の定時総会で決定されます。

効果

選手村ビレッジプラザに当市の木材が使用されたことや緑の祭典、全国削ろう会の開催などを契機として、森林づくりに対する市民の関心が高まり、さらに、全国育樹祭の開催により、森林に対する愛情が培われ、市民主体の持続可能な森林づくりの推進、カーボンニュートラルの実現に向けた取組につながります。

要望先

環境農政局緑政部森林再生課

要望事項

「第13次神奈川県鳥獣保護管理事業計画」、「第5次神奈川県二ホンジカ管理計画」、「第5次神奈川県ニホンザル管理計画」、及び「第2次神奈川県イノシシ管理計画」に基づき、次の事項の着実な実施をお願いします。

- (1) ニホンジカについて、計画に定める個体数・群れの管理目標を確実に達成するため、当市が実施する老朽化した広域獣害防護柵の全体補修・点検調査や、管理捕獲の強化などの取組に対する所要額の確保
- (2) ニホンザルについて、日向群や丹沢湖群等の群れを適正な規模に 誘導できるような管理対策の推進
- (3) 鳥獣被害の主要因となっているイノシシについては、権限と計画が連動した管理対策に向け、捕獲許可に関する権限移譲の見直し及び管理計画に基づく生息状況の把握
- (4) CSF(豚熱)の感染拡大防止のためのイノシシの捕獲の強化及び捕獲時の処理の負担増に対する支援
- (5) <u>ツキノワグマの市街地出没や餌場と認識した場所への執着による</u> 地域の不安を払拭する対策の推進
- (6)野生鳥獣が農地等に依存せずに生活できる山林環境の整備

現状

(1)当市は、ニホンジカの被害防止策として、県と連携し、10年以上にわたり、管理捕獲の強化等による効率的な個体数調整を進めていますが、局所的な生息密度の低下や植生回復が見られるものの、農業被害は恒常的に発生しています。

また、広域獣害防護柵は、老朽化に伴い破損個所が増え、侵入防止機能を維持するため、継続的な張替えや補修が必要な状況です。

(2) ニホンザルについては、伊勢原市との連携により、大山群は全頭 捕獲が達成されましたが、日向群の南下による新たな被害発生への警 戒や、丹沢湖群や未知の野生群への対応が必要な状況も生じていま す。

- (3) イノシシについては、農業被害が市内全域に拡大するとともに、 生活被害の発生も懸念されています。このため、防護柵の設置や捕獲 など既存の対策強化に加え、新たな対策の実施により、個体数を減少 させる必要が生じています。
- (4) CSF(豚熱)まん延防止のため、鳥獣保護区を縮小し、猟期におけるイノシシの捕獲を推進するなど、捕獲圧を高める必要が生じています。また、CSF(豚熱)の感染が継続して確認されていることから、捕獲従事者が感染区域内で使用した靴や衣類、車両などについての消毒作業を中心とした負担の軽減が引き続き求められています。
- (5) ツキノワグマについては、国のガイドライン(特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン(クマ類編))において、当市が位置する富士・丹沢地域は、個体数水準として最も低位である「危機的地域個体群」に分類されており、可能な限りクマを保護しつつも、人命を最優先するという方針での対応がなされています。
- 一方で、令和6年度は県内における出没件数の2割を超える情報が当市内であったことに加え、イノシシ等の捕獲を目的とした檻わなでの錯誤捕獲が立て続けに2件発生するなど、過去に例のない市街地に近接した出没が続き、地域住民の生活に多大な影響を及ぼしています。令和6年4月に、環境省がツキノワグマを指定管理鳥獣に追加したことも踏まえた、抜本的な対策が求められています。
- (6) 鳥獣による被害は、その生息地が、里地里山から隣接する農地や 宅地に近づいていることから、農業だけでなく、市民の生活環境にも 及んでいます。鳥獣の行動範囲の拡大を防ぎ、人と鳥獣との棲み分け を図るため、山林の生息環境整備が求められています。

効果

人と鳥獣との共生を図りながら、農作物・生活被害の軽減、丹沢山 地全体の自然植生の回復、森林保護に伴う生物多様性の保全につなが ります。

要望先

環境農政局緑政部自然環境保全課

製品プラスチックの資源化に係る支援について

継続

要望事項

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づく 製品プラスチック再資源化に係る経費負担について、市町村の負担 軽減とともに、容器包装プラスチックと同様、製造事業者も負担す る仕組みとなるよう、国への働きかけをお願いします。

現状

- (1) 当市では、令和6年度から、「はだのクリーンセンター」1施設 による可燃ごみ焼却処理体制へ移行し、ごみ減量と資源化の推進に 取り組んでいます。また、令和7年度から、「プラスチックに係る資 源循環の促進等に関する法律」に基づくプラスチックの一括回収を 実施していますが、回収に当たっては、分別基準の作成と、適正な 分別を促すための対応に努めることとされ、収集体制や中間処理業 務など、大幅な見直しが必要になりました。
- (2) 製品プラスチックの再商品化については、公益財団法人容器包 装リサイクル協会(以下「協会」という。)に委託する方法又は民間 事業者と連携して独自に実施する方法があります。

当市では、再商品化する民間事業者が近隣市町村に存在しないこ とから、協会に委託した再商品化方法で実施しています。

(3)製品プラスチックの再商品化に係る費用負担については、容器包 装プラスチックと異なり、製造事業者の負担が求められていません。 そのため、再商品化に係る経費は、特別交付税措置がされる部分 を除き、各自治体が負担しなくてはならない状況です。

効果

製品プラスチックの資源化を含め、廃棄物問題への取組は、市民・ 事業者・行政が一体となって連携することで、持続可能な循環型社 会の形成及び脱炭素社会の促進につながります。

要望先

環境農政局環境部資源循環推進課

乗合バスの運転士不足の解消について

新規

要望事項

乗合バス運転士不足解消のため、公民一体となった運転士育成支援 体制の構築をお願いします。

また、公民連携による民間施設を活用した職業訓練実施に向けて、法改正も含めた国への働きかけをお願いします。

現状

乗合バスの運転士不足は、全国的な問題となっており、地域の足を 支える路線バスは、年々減便や廃線せざるを得ない状況にあります。

当市内においても、路線バスの減便が発生しており、地域の足や暮らしを支える公共交通の持続可能性が懸念されています。

こうした状況から、運転士人材の安定的な確保と育成が喫緊の課題となっていますが、運転士の就労環境や待遇等のほか、バス運転士に必要な大型自動車第二種運転免許教習を受けることができる教習所が少ないこともその一因となっており、今後、運転士の高齢化に伴い更なる減少が見込まれることから、運転士不足の解消が難しい状況にあります。

例として、当市内には、職業訓練施設や公共交通事業者の事業所等が所在しており、これらの活用も考えられますが、法律上の規制や、場所の確保等の課題があり、実現が難しい状況にあります。

効果

運転士不足の解消は、減便や廃線を最小限に留め、通勤・通学、買い物利用など、地域の足や暮らしを守り、地域社会の維持と公共の福祉を支えることになります。

職業訓練校と民間施設を有効活用した人材育成の手法を構築することなどにより、公民連携による運転士不足に取り組むことで、運転士の確保・育成につなげることができます。

要望先

産業労働局労働部産業人材課

18

障害福祉における訪問系サービスの市町村超過負担に係る支援について

継続

要望事項

重度障害者の地域生活を支援するため、訪問系サービスに係る介護 給付費の国庫負担基準の仕組みの見直し、また、市町村負担軽減策の 適用範囲を拡大するための要件を緩和するよう、国への働きかけをお 願いします。

現状

(1)障害者が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、障害者の日常生活を支える障害福祉サービスが適切に提供されることが大変重要です。

近年、障害者の自立支援の観点から地域生活への移行の推進、また、 障害の重度化、障害者の高齢化により、当市における訪問系サービス の給付額は、令和2年度から令和6年度までの5年間で約1.8倍に 増加しており、今後も増加していくことが見込まれます。

市町村が負担する障害福祉サービス等に係る給付費については、障害者総合支援法に定める負担割合により、障害者自立支援給付費等負担金として、国は1/2を、都道府県と市町村はそれぞれ1/4を負担することとされています。

しかしながら、訪問系サービスについては、国庫負担基準が設けられており、その超過負担額は市町村が全額負担することとされ、財政を圧迫する一因となっています。

(2) 超過負担の軽減策として、超過額の一部を補助する「重度障害者に対する市町村特別支援事業(以下「市町村特別支援事業」という。)」 及び「重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業(以下「市町村支援事業」という。)」が国で制度化されています。

「市町村特別支援事業」については、訪問系サービスの全体の利用者に占める重度訪問介護対象者の割合が10%を超えていることが要件とされていますが、令和5年度末時点の県の調査では、県内に対象市町村はなく、さらに、全国でも実施している都道府県は10団体のみと、対象が非常に限定された補助事業となっています。

また、「市町村支援事業」については、「市町村特別支援事業」の対象外市町村及び同支援事業を適用しても、超過額が残る市町村が補助対象となります。

県においては、令和6年度から、「市町村支援事業」を実施いただきましたが、超過額に対する補助額については、人口規模及び財政力指数に応じた補助基準が設けられ、さらに、補助率も3/4とされるなど、超過額の一部を市町村が負担することに変わりはありません。

(3) 今後、障害者の地域生活を支える訪問系サービスの利用が多い市町村では、現在のままでは、サービス需要の増加に伴い、負担がますます重くなることが懸念されます。

そのため、市町村に対する国庫負担基準の上限を撤廃するなど、制度の見直しが急務です。

また、超過負担の軽減策については、各市町村の更なる財政負担の 軽減を図るため、「市町村特別支援事業」では、10%超とされてい る重度訪問介護対象者の割合の引下げ、また、「市町村支援事業」で は、自治体の人口規模及び財政力指数に関わらず超過負担額全額が補 助基準となるよう、それぞれ要件緩和が必要です。

効果

訪問系サービスに係る介護給付費の市町村の負担を軽減することにより、障害福祉サービスの安定的かつ継続的な支給が図られます。 訪問系サービスが必要な対象者に、適正な障害福祉サービスの量を

確保することが可能となります。

要望先

福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課